

平成30年

# 建設委員会会議録

とき 平成30年7月30日

品川区議会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年7月30日（月） 午後1時00分～午後4時26分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君  
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君  
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君  
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 中村都市環境部長 鈴木都市計画課長  
森住宅課長 高梨木密整備推進課長  
稲田都市開発課長 東野まちづくり立体化担当課長  
長尾建築課長 小林環境課長  
工藤品川区清掃事務所長 藤田防災まちづくり部長  
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長  
兼危機管理担当部長  
古郡交通安全担当課長 多並道路課長  
兼用地担当課長  
溝口公園課長 持田河川下水道課長  
古巻防災課長 富澤災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

なお、本日は、8名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

また、あわせて、傍聴者より写真撮影およびテレビ撮影の許可申請がございました。議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

直近の例によりますと、先日の議会運営委員会等では、冒頭の様子、つまり頭撮りのみ認めた事例がございますが、これまでは動画による撮影は許可しておりませんでした。

では、それぞれご意見をお願いいたします。自民党・子ども未来。

○大沢委員

自民党・子ども未来におきましては、通例に従いまして、冒頭のみをお願いしたいと思います。

○あくつ委員

直近の例に従いまして、議会運営委員会の例に従いまして、冒頭、頭撮りをお願いしたいと思います。

○安藤委員

通例はそうなのですが、国会でも委員会を普通に生中継していますし、冒頭だけではなくて、審査中も撮っていただいても構わないと思います。

○松永副委員長

私たちが通例どおり、冒頭、頭撮りをお願いいたします。

○西本委員

通例どおりでお願いします。

○筒井委員

今回事案の重大性から、冒頭ではなくて、審査中でも撮影を認めたほうが良いと思います。

○たけうち委員長

それぞれご意見ありがとうございました。

審議に入る前に、冒頭のみという意見が多うございましたので、このタイミングでそちらの自席からのご撮影をいただくということで撮影を許可いたしますので、申請者の方はどうぞご撮影をお願いいたします。

---

1 請願・陳情審査

(1) 平成30年陳情第12号 区長が、羽田空港増便による新飛行ルートについて、国に対し見直しを求める交渉をすることに関する陳情

(2) 平成30年陳情第13号 羽田空港新ルート見直しと説明会開催に関する陳情

○たけうち委員長

それでは、まず予定表1の請願・陳情審査を行います。

(1)平成30年陳情第12号、区長が羽田空港増便による新飛行ルートについて、国に対し見直しを求

める交渉をすることに関する陳情、および(2)平成30年陳情第13号、羽田空港新ルート見直しと説明会開催に関する陳情を一括議題に供し、採決はそれぞれ行います。

本件は、初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

#### ○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本陳情に関しまして、ご質疑・ご意見等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

この二つの陳情に共通して書かれているのは、説明が全然されていないということです。教室型説明会の開催については、議会も区も繰り返し求めてきましたけれども、開催を求めるという意味ではごく当然の、議会も区も一致するような内容の陳情かなと、第13号のほうもそうですね。あと、住民の理解が得られない場合はルート見直しを行うよう国土交通省に要請するというのは、ごく当然のことかなというふうに思います。

説明会なのですけれども、ちょっとまずお伺いしたいのは、情報発信拠点というのが、前回筒井委員からも発信拠点を区につくったらどうかという提案も出されていましてけれども、結果的にそれが必ずしも新ルートの問題点を正しく区民に伝えるものになるかどうかというのは置いといたとしても、そういう情報発信拠点というのをとにもかくにも増やしていくということ自体は、この計画の周知をしていく上でも意義があることだなと思っていますが、都庁を皮切りに、この間、渋谷区、江戸川区、川口市、港区や墨田区、新宿区、練馬区、川崎市と、あと北区と豊島区と板橋区にいたっては2回行われているのです。拠点が設置されているのですけれども、何か品川区だけが何で行われていないのかというのは、ちょっと確かに前回の数字を聞いてすごく疑問に思っていて、明らかに不自然ですけれども、何か理由があるのでしょうかというのがまず1点目です。

それと、落下物に対する不安も非常に大きくなっていますが、落下物対策総合パッケージというのがこの3月末に国から出されましたけれども、改めてこれはどのような内容だと捉えているのか、区の説明を伺いたいと思います。

あわせて、区の評価を改めて伺いたい。区も再三落下物をゼロにするよう、ゼロを目指すよう求めてきたと言いますが、今回のこの対策は落下物をゼロにする内容では私はないと思いますが、区もそうお考えなのかどうか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

まず、ご質問のいわゆる情報発信拠点といいますか、その点についてのご質問でございますが、ほかの区で実施されてきているということは承知してございます。区のほうでも、先ほどの教室型説明会とあわせて、そうした拠点の設置について求めてきてございます。品川区だけが行われてきていないということではなくて、その実施のタイミングですとか、国のほうの体制ですとか、そういったところでできていなかったのかなというところでございますが、前回もこの場で、建設委員会のほうでご答弁させていただきましたが、教室型説明会とともに、常設型の、区のどこかに常設型のそうした情報発信拠点、しっかりご説明をいただけるような場所の確保を国に今後も求めていきたいというところでございます。

それから、この3月に公表されました落下物対策総合パッケージの中身ですが、中身的にはこれまで落下物の対策については、各航空会社がそれぞれ対策をとってきたものが、国のほうが基準を定めて各

航空会社、特に外国の航空会社にその実施計画に位置づけると、そういったものを義務づけるものが主な大きな内容となっております。そのほか、もし落下物があった場合の補償の考え方ですとか、あるいは航空会社へのペナルティーの中身ですとか、そういったところがかかれてございますが、大きくは落下物の基準を特に外国の航空会社に義務づけると、実施計画に位置づけないと外国の航空会社は羽田等に来られないという内容が一番大きいところだと思います。

その中身の評価の仕方といいますか、区の受けとめ方でございますが、これまで各航空会社がそれぞれ独自でやってきたものをしっかり厳しい基準で取りまとめたということは一定評価してございますが、実施計画に位置づけなければ羽田空港を使えないということは非常に大きい取り組みだとは思いますが、それがいかにしっかり取り組みが行われるか、確認方法ですとか、そういったところは今後国のほうにも、それがどう具体的に行われていくかというところをしっかりと確認していきたいというところがございます。

### ○安藤委員

最初の情報発信拠点のほうは、昨年7月28日に都庁から始まって、翌8月には渋谷区に設置されて、先ほど言ったように、何というか、品川区で行われていないのが不自然なほど多くルート下で行われているのですけれども、1年間たっていて、区も教室型とあわせて求めてきたといいます、やられていないというのは、一つは国の丁寧な説明というのが全く行われていないということは、行動がそれを示しているなというのと同時に、品川区がどれだけ求めてきたのというか、本当に、むしろ品川区も積極性に欠けていたから、こういうふうになっているのではないのかなというふうには思わざるを得ないような不自然さがあると思うのですけれども、そこら辺はどうなのか。

品川区は、説明をするということは、同時に国の都合のいい情報も来ますけれども、一方で一定落下物の問題ですとか、この新ルートにかかわる危険性も区民に知らせることになるわけですから、それは当然国としても嫌な面もあるのですけれども、ここまでやらないということは、品川区がそういう危険性を区民に知らせたくない、知らせるといふ姿勢がそんなにないのではないかと思わざるを得ないような不自然さがあるのですけれども、いかがでしょうかというのが一つです。

もう一つは、落下物対策総合パッケージですが、大きな内容ではあるけれどもという話がありましたけれども、この対策は落下物をゼロにする内容でないと思うのですけれども、区はこれで落下物がゼロになると思うのでしょうか。今回のパッケージの話ですよ、今回の対策の話ですよ。ちょっとそこを伺ったので、聞かせてください。

### ○鈴木都市計画課長

教室型説明会の実施については、国がこの計画を当初公表した段階、これは当然外部の学識委員等を入れて国のほうで検討を重ねてきて取りまとめられたものだというところで、その中で、その地域への説明の仕方についても、そういった学識者を入れて、どういった形で説明をしていくのが、情報発信していくのいいかというところの中で、オープンハウス型の説明会がより多くの方に来ていただけるというところで国のほうで採用した方式であるということでも伺っているところがございます。

例えば、教室型の説明会が23区ほかの区で軒並み何回もやられていて、品川区だけがやられていないということではなくて、国の方針として、一つはオープンハウス型の説明会で丁寧にご説明を行っていきたいというまず基本的な方針がございますので、何か区が区民のほうに知らせたくないから、あえて区が教室型を求めていないとか、そういったことでは全くなくて、情報発信拠点のほうについてもタイミングといいますか、例えばオープンハウス型の説明会のタイミングと情報発信、先ほど申しました

が、国の体制とタイミングとといいますか、そういったところで折り合いがつかなかったというところだ  
と思うのですけれども、決して情報発信型の説明会を区のほうで何か否定するとか、行ってほしくない  
とか、そういったことでは全くございません。

それから、現在公表されている落下物対策総合パッケージ、これについては国が落下物ゼロを目指し  
ているということで、取り組みとして公表して進めているというものでございますので、委員のご質問、  
これで全くゼロにならないのではないかとこのところでございますが、そうした国の取り組みを注視し  
ながら、やはりそれをいかに実行して行って、落下物ゼロを目指していただけるかというのは、引き続  
き区のほうでも求めていくというところでございます。

#### ○安藤委員

落下物対策のほうですが、ちょっとゼロにこれでもなるともならないとも評価がないのですが、これか  
ら実行して行ってゼロを目指すということなのですけれども、この落下物対策総合パッケージは不十分  
と区は評価していますよね。ただゼロにするかどうかというのは、ゼロになるかどうかというのは、そ  
こまで踏み込んで評価していないにしても、不十分だということはこれまで何度も表明されました。

ただ、今言ったように、これを実行して行って、ゼロに結局なるのですかということなのですよ。ゼ  
ロにいつかなるのですかね。これはこのパッケージの延長でこれを実行して行ってゼロになるのかどう  
か、そこはこの延長線上にゼロというのはあり得るのかというのを、区のお考えをしっかりと聞かせてい  
ただきたいというのが一つです。

情報発信拠点のところもタイミングで折り合いがつかなかったと言いますけれども、川口市もやって  
いるのですよね。板橋区も2回、かなり高度が高いところで2回というところで、品川区はまず真っ先  
にやらなくてはいけないところなのではないかと思うのですけれども、それがやられていないというの  
は、やはりちょっと何なのだと。すごく不自然です。ちょっとタイミングで折り合いがつかないとい  
うのは、よくわからないのですけれども、そういった情報発信拠点を設置しましょう、しませんか、した  
いのですけれどもという話が1回もなかったということなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

パッケージの効果で落下物がゼロになるかというところでございますが、区としてはしっかりとゼロに  
なるような取り組みを進めていただきたいと思いますというところでございます。

それから、情報発信拠点につきましては、こうした取り組みを都内で行うということは、区としても  
国のほうから全体の計画の中で聞いておまして、区のほうでも行っていただきたいと思いますというの  
は申し入れてきてございます。

あわせて、常設型の展示、情報発信についても、移動式でない形でもしっかりとやっていただきた  
いというのは、今後も求めていきたいと思っております。

#### ○安藤委員

国のほうから品川区に設置しませんかということがあったのかどうかということに関して聞いている  
ので、ちょっとそれはあったのか、なかったのかだけでもしっかり後でお答えください。

それと、ゼロになるかならないかというのは認めない、明言しないということなのですけれども、そ  
れはちょっと私はゼロにはならないと思いますので、そこはしっかりと現実を認識していただきた  
いと思います。

先日、ルート直下のある町会長と話す機会がありまして、町会長は町会長会議を含むさまざまな場  
面で、国に教室型説明会の開催を4回も直接要請をしたと。そうしたら、4回とも検討中、考えますとい

うふうに言われたということなのですね。このことに象徴されますように、国は品川区民の声に真摯に応じて丁寧に説明しようという姿勢すら全くないというのが現状だと思いますし、それはこの陳情にも書かれているとおりに思います。

教室型説明会を区議会の意見書でも求めて、区も求めてきたと、何度も求めてきたとおっしゃっていますが、1回も行われていないし、予定も示されていないということです。ついに、やらないまま2020年に飛んでしまった、あるいは2020年に飛ばす前の国の協議会がありますよね。その協議会に至る前の東京都の関係連絡会、これはまだこれから開かれると思いますけれども、そういうのが開かれてしまった場合、つまり、教室型説明会が行われぬまま具体化のためのこうした会議体が開かれてしまった場合、しかも副区長が参加している連絡会が開かれてしまった場合は、区はその場でどのような意見を言って、態度表明を行うつもりなのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

情報発信拠点について区が求めたかというところでございますが、国が全体の中で今後情報発信をやっていくというところに関しては区のほうでも求めたところでございます。

それから、区のほうで教室型説明会を求めてきて、このまま1回も開催されないままその連絡会が開かれた場合というお話でございますが、さきの定例会でもご答弁させていただきましたが、こうした丁寧な説明が行われぬまま、このまま進むようであれば、区としても納得しかねるということを答弁で申し上げましたが、そういったところでございます。したがって、このまま進まないようにしっかり教室型の説明会を行っていただけるように、ほかの取り組みも含めてしっかりやっていただけるようにしっかり求めていきたいということが区のスタンスでございます。

#### ○安藤委員

スタンスはわかりましたけれども、町会長が4回も要請して、全く進展がないわけですね。その中で、このまま開かれぬままそういった連絡会が開かれるという可能性はかなり高いですね。十分あり得ると思います。そのときにどうするかという話を聞いているので、しっかりどういう態度表明をするのか、納得しかねるというふうに言うということなのですか、ということをお伺いしたいと思います。

あと、冒頭から私が伺っているのは、なかなかうまく伝わらないのですけれども、この発信拠点というのを国が品川区でつくりたいのだけれども、どうですかということをおっしゃったことはあったのか、なかったのか。区が求めていたのかというのを聞いているのではない。それを先ほどから聞いているので、国からのそういった具体的な話はあったのですか。情報発信拠点の話です。それを聞いているので、そこもお答えいただきたい。

あと、あわせて、この陳情の中に219件という衝撃的な数字があります。落下物はこれまで10年間でという話ですとか、全国で8年間に437件という話もありましたけれども、最新の国の数字ですと、ここに書いているように、陳情第12号の本文に書いているように、約半年間で国際線が多く就航する7空港で219件の航空機の部品脱落があったという報告が最新なのですね。この事実を品川区は把握しておられるのでしょうか。どのように認識しているのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

先ほどもご答弁申し上げましたが、教室型説明会が開かれぬまま、このまま進むようであれば、区としてはやはり何度も繰り返しますが、納得しているものではございませんので、そのまま進むことがないようにしっかり実施について国に求めていきたいというところでございます。

それから、情報発信拠点については、関係する各区でこういったことを行っていきたいというふう

は伺ってございます。当然ながら、品川区のほうでもそういった機会があれば行っていききたいというところは当初から聞いてございます。

それから、報告されている219件の落下物については、一つ一つ詳細にその中身について確認ということではございませんが、国のほうでも基本的にいろいろな落下物について、事案について報告するようというところを制度を変えて取り組みを進めてきたと、そういうのは承知してございますし、そういった数、多くの数が報告されているというところは承知してございます。

#### ○安藤委員

情報発信拠点については、つまり国からは具体的に品川区につくりましょうという話はこれまでなかったということなのですね。ということだと思います。全くそういった話は答弁に出てこないで、つまり国が一番影響がある、最も説明をしなければいけないところに情報発信拠点をつくりたいということ、この1年間全く言ってこなかったということだと思います。それは本当に由々しき重大な問題だと思います。国の姿勢をまさに示しているなと思います。

それと、教室型説明会が開かれなかったときにどうするのかということについても、全く答えないですね。やはりそのまま進むことがないように求めていきたいということ繰り返すのみで、品川区は何か将来的にどういう行動をとっていくのかということ、ここで約束したくないというような姿勢がすぐ見えて、ちょっと不誠実だなと私は思いますし、少なくとも納得しかねるという答弁をしたのであれば、連絡会が開かれた場合にはその場で何か発言をすべきでしょう。そのことについて何も考えがないというのは、私はちょっとおかしいなと思います。

219件のことについては、先ほど課長から答弁がありましたように、昨年11月9日に改定をしたそうです。国際航空機の運航に必要な情報を掲載する航空路誌、これの改訂を行って、国際便が多く就航する七つの空港を離着陸する航空機に部品欠落が発生した場合に、外国航空会社を含む全ての航空会社等から情報を求めるというふうになりました。その結果がこれで、この期間、11月9日から5月31日までだと、203日間だと思うのです。それで219件ということなので、7空港に限っても、1日1個以上どこかに部品が落ちているという計算になると思います。もはや部品は落ちるのが飛行機の運航にはつきものということが証明されたようなものだと思います。それであるならば、これから密集市街地の上を飛ばしてはいけないと思うのですけれども、それこそ人命が失われる危険があることを知りながら、それに目をつぶるということになるのではないのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

委員のおっしゃるとおり落下物はあってはならない事象でございます。国についてもそうしたことがないようにゼロを目指すという形で落下物パッケージ、これまで各航空会社に任せていたものをより厳しくということで取り組みを開始した、開始といいますか、今パブリックコメントなんかも経て、今後取り組みをさらに進めていくというところでございますので、区としてもそういった取り組みをしっかり行っていただけるように求めていくというところでございます。

#### ○安藤委員

今回首都圏の上を飛ばすという計画を持ち出したために、今まで以上に航空機からの落下物の実態をきちんと把握するようになったという中で、実態は国が最初に示していたような生やさしいものではなく、毎日のように落下物が出ているということでした。なので、やはり私はこういったことを市街地のほうに持ってくるというのは絶対これは言語道断だし、それをやめる、海上ルートを維持するということが最大のやはり人命を守る対策だと思います。

落下物はゼロにはできないけれども、その危険性をいたずらに拡大、肥大化させないという対策はやはり海上ルートを守らせて、この都心ルートは絶対だめだということが最大の安全対策だと思いますけれども、ちょっと長くなってしまったので一旦ここでやめますけれども、いかがでしょうかということだけ聞きたいです。

#### ○鈴木都市計画課長

落下物の報告が国のほうにされているということも承知してございますし、当然ながら市街地上空を飛ぶに当たって、そういった事案が起きないこと、ゼロにさせていただくことというのは、本当に大事なことでございます。国のほうでもそうした意味で新ルート案の実施に当たって、そうしたことが起きないようにゼロを目指す案を今進めているところでございますので、区としても、繰り返しになりますが、そうした取り組みをしっかりと求めて実施していただくように強く求めていきたいというところでございます。

#### ○筒井委員

先日この陳情でも出ている八潮団地のほうで区民まつりが行われましたけれども、そこも人がたくさん、大勢集まっておりました。今回、このルートが実現してしまったら、ああいった区民まつりとか、大勢人が集まっているところの上に飛行機が飛んで、落下物が落ちる可能性があるということを考えれば、非常に恐ろしいイメージ、感じを持ちました。

また、私の地元の近くの天王洲公園でも、この間ブラインドサッカーのイベントとかがありましたけれども、あそこの上もまさにルート直下の場所です。本当にこの新飛行ルートが実現してしまったら、よりたくさんの方が集まっているところに落下物が落ちかねない。また、騒音という煩わしさというのもあるので、一刻も早く何とかしなくてはいけないと考えております。

先ほどからご答弁がありましたとおり、区は納得しかねるというご答弁を最近繰り返し述べられていると思うのですが、納得しかねる場合は、どう区は行動をとっていくのでしょうか。まず、その納得しかねるという意味と、その場合の具体的な行動はどのように行うのかをお聞かせください。

#### ○鈴木都市計画課長

このまま進むようであれば納得しかねると、その内容でございますが、今例えばこの飛行時間帯の部分が納得しかねるとか、このルート、この飛ぶ、この路線のところが納得しかねるとか、回数が納得しかねるとか、そういったところを具体的にお話するときではなくて、区民の方がしっかり理解していただけるように教室型の説明会を強く求めて、その実施をしていただいて、丁寧な説明をしていただくというところでございますので、何か具体的にこの部分がというところは今の段階ではございません。

#### ○筒井委員

何かちょっとよくわからないのですが、要は、教室型説明会を開かない場合は納得しかねることなのですね。私が聞いているのは、納得しかねるという場合は、どう区として具体的な行動をとっていくのでしょうかということをお聞きしているのですが。

#### ○鈴木都市計画課長

具体的な中身はいろいろだと思うのですが、そのルート案の見直しですとか、あるいは時間の短縮ですとか、回数の減ですとか、そういった場において、そういった行動をとっていくかについては、さまざまだと思います。

それはそのときにしっかり考えていかなければならないというところでございますが、ルート全体、この計画案全体について白紙撤回を目指すとか、そういったことではなくて、中身を含めてそのときに

しっかり考えていきたいというところでございます。

#### ○筒井委員

納得しかねるというのは、私は区の頼もしいご答弁かなと思ったのですが、意味がかなり幅広くて、回数を減らすだけとかという可能性もある。やはり、私は今述べたとおり、納得しかねる、イコール撤回を求める、またルートの見直しを求めるものだと思っていたので、ちょっと不十分かなと思うのですが、本当に区はそういった態度でよろしいのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

当然ながら、このまま進めば、私のちょっと答弁が悪いかもしれませんが、例えば見直しも含めてしっかり求めていくというところでございます。

#### ○筒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

国土交通省が教室型説明会よりオープンハウス型説明会のほうがよいという評価をされているのですが、結果区民の参加者が約3,400名しかいないということで、これは数字上明らかにオープンハウス型説明会というのは区民への周知効果という点で非常に効果が薄い。ほぼないと考えているのですが、区として、このオープンハウス型説明会を行った結果、参加者が3,400名しかいなかったということについて、どう評価しているのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

オープンハウス型説明会の評価についてでございますが、そのやり方、中身の評価についてはやはり時間を限定せずに一定程度、例えば1日あるいは2日丸々どなたでも来ていただいて、そこに職員の方、国の方がいて、いろいろなご質問についてお答えするというところで見れば、評価はいろいろかもしれませんが、一定の成果はあったのではないかと思います。ほかのオープンハウス型の説明会の事例、他区の実例を見ても、大崎で行われた説明会については非常に参加人数が多いということもございますので、一定は評価してございますが、そのやり方だけで本当に区としてはいいというふうには思っていないので、あわせて教室型について、あるいは常設型の情報発信ブースについての設置を強く求めてきているというところでございます。

#### ○筒井委員

そのやり方、内容についてはいい面もあると思うのですが、結局結果として3,400名しか参加していないということで、これは周知効果はほとんどないということが明らかだと思いますので、ぜひ教室型説明会もやっていただきたいのですが、教室型説明会なのではございますが、それもやはり今回八潮団地のほうで陳情が出ていますけれども、飛行ルートの通る地域の主要な場所で、要はルート下の主要な地域全てで教室型説明会をやっていくべきだと考えるのですが、その点、いかがお考えなのでしょうか。

また、情報発信拠点の設置を求めていくというご答弁がありましたけれども、前回の7月2日の委員会が終わってから、さんざん情報発信拠点というお話が出たにもかかわらず、なぜか20日に北区で情報発信拠点を開設しているということで、本当に国はやる気があるのかと、本当に疑問視せざるを得ないと考えているのですが、情報発信拠点、これをいち早く求めていただきたいのですが、この点、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、具体的にどのように求めていくのか、ご答弁をお願いします。

#### ○鈴木都市計画課長

教室型説明会の実施の場所でございますが、委員ご指摘のとおりよりご心配されている、あるいは影響の強い地域、飛行ルートの直下で効果的に行うよう求めていきたいというところでございます。

それから、情報発信拠点についても早急に実施していただくように求めていきたいというところでございます。

#### ○筒井委員

ぜひよろしく申し上げます。お願いしたいところなのですが、さんざん羽田の新飛行ルート問題が出るたびに、こうして委員会、議会で説明会の実施を求めて、区のご答弁も求めてまいりますというところなのですが、具体的にどのように国、国土交通省に対して求めているのでしょうか。

気になるのは、その点、国土交通省の回答はどのような内容で来ているのでしょうか。さんざん求めてまいりますということなのですが、求めて、国土交通省のそのたびごとの回答はどのようになっているのか非常に気になるので、その点、お知らせください。

#### ○鈴木都市計画課長

教室型説明会の実施については、東京都が仕切っております部長級の関係都市が出席している会がございます、そういったところでも、品川区もそうですが、ほかの区からも教室型説明会の実施についての要望はさせていただいております。そのときの国のほうの回答ですが、私が最初冒頭で申し上げたように、まずはオープンハウス型の説明会をというところではございましたが、最近やはりそういった声も大きいことから、地域の実情に応じてしっかり教室型についても検討していきたいということはいただいておりますので、今後具体的な実施に向けて、より具体的な詰めをしていきたいというところでございます。

#### ○筒井委員

その会議はいつ開かれたのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

直近では、ちょっとすみません、記憶ですが、5月ぐらいだったと思います。

#### ○筒井委員

5月から2カ月以上たっているわけですが、教室型説明会を検討するというところで、一切回答がない、具体的に区へこういう日程で行いたいという連絡はなかったのですか。

#### ○鈴木都市計画課長

担当レベルで第5フェーズのオープンハウス型の説明会を計画しているという話の中で、区のほうからも教室型の説明会の実施についてお話ししまして、国のほうでも前向きに検討したいというところの回答はいただいております。

#### ○筒井委員

前向きに検討、もはやあまり時間がないので、いち早く具体的行動をとっていただきたいのですが、国土交通省に対しては非常に不信感を抱いております。前回の委員会で何もやっていただければ納得できない、しっかり伝えていくということだったので、これは7月2日の委員会なのですが、その後課長としては今の状況は納得できないような状況だということはお伝えしたのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

前回の建設委員会以降、国の方と担当者レベルの打ち合わせをしております。その中で、区の考え方はしっかりお伝えしております。

### ○筒井委員

その国側の態度というか、その辺についての回答というのはあったのでしょうか。

### ○鈴木都市計画課長

しっかり実施に向けて検討したいというところでございます。

### ○筒井委員

検討、検討ということばかりで、本当にやっていただけるかどうかというのは、かなり疑わしい状況だと考えているのですけれども、オリンピック・パラリンピックまであとわずか、オリンピック・パラリンピックのほうはマスコットキャラクターの名前まで決まって、徐々に具体的に進んでいると考えておりますけれども、この新飛行ルートがそもそも一つの目標としているのは、オリンピック・パラリンピックだと思います。思いますというか、それが事実だと思っているのですけれども、とすると、あの新飛行ルートを実際実施するとしても、オリンピック・パラリンピックの前の年の末ぐらいには具体化して、いつでも飛ばせるような状況におそらくなっていないとたぶん物理的にこの飛行ルートというのは成立しないと思うのです。

それを考えると、もはや今日の時点で約1年ちょっとしかないと思います。今までの国土交通省に区議会や区が求めているいろいろ要求しているにもかかわらず、何ら具体的な行動を示していない、国土交通省の今までの態度を踏まえると、住民の同意を得る気があるのかと、本当に怒りを禁じ得ない状態です。

そして、教室型説明会と情報発信拠点をたとえ国土交通省が設置したとしても、そこからやはりそれを区民の方が参加して、ご自身でそれを理解して納得するという時間を考えれば、これは1年ちょっとしかないのです、それは到底物理的に間に合わないと考えております。ぎりぎりになって教室型説明会を例えば2019年の末ぐらいにやる、常設の情報発信拠点を2019年末ぐらいにやるとしても、それはあくまでも形式的にやったというだけに過ぎず、区民の本当の理解、同意に達するには、余りにも時間が少な過ぎると考えております。

ですから、今までの国土交通省の態度を踏まえれば、いくら教室型説明会、情報発信拠点の設置、これをやるか、全くやらない可能性も高いのですけれども、仮にやったとしても、もはや間に合わない時間だと考えておりますので、この陳情にあるとおり住民の理解を得られない、同意を得られない状況だと思っておりますので、今課長からご答弁をいただいたように、納得できないということを国の担当の人にお話ししているということなのですけれども、区としてはこういう状況ですと、新飛行ルートの見直しを強く求めていくと、そういった交渉段階にあるのではないのかと、交渉の一つの話として、攻め方としてこういった行動をとるべきだと考えているのですけれども、その点いかがお考えなのでしょうか。

### ○鈴木都市計画課長

お話しいただいたように、実際直前になって教室型の説明会をしましたというのは、それはあり得ない話でございますので、本当に早急にそうした場を設けていただいて、区民の方に内容を知っていただくという場について強く求めていきたいというところでございます。今はまず本当にそういうことをしっかりやっていきたいというところでございます。

### ○筒井委員

話し合い、交渉の中身として、品川区もこのような状況ですと、新飛行ルートの見直し撤回を求めていきますということは一つ交渉方法として有効かなと思っておりますのですけれども、今のようにならぬ時点ではないということで、どんどん話を進めていくと、時間がなくなってしまいますので、ぜひ交渉や話し合いの場の中身の一つとして新飛行ルートの見直し、撤回というのを、このままだと区は求め

るを得ませんよということをおっしゃったほうがいいのかなと思っていますけれども、その点いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

担当レベルでそういった交渉を進めるに当たっては、今おっしゃった区の基本的な考え方というのをしっかり伝えて、その実施を強く求めていきたいというところがございます。

#### ○西本委員

この陳情の中身を確認を幾つかします。第13号のところに書いてあります十何行目ですが、「八潮団地に入居当時の騒音や威圧感から解放され、やっと静かになったのに」というくだりがあります。これはどういうことがあったのかおわかりになっている経緯があれば教えてください。

それから、第12号の中に教室型の説明会についての記載があるのですが、これも品川区としても求めているということですが、教室型だとどういうメリットがあって、どういう結果が出てくるものだと思っていられるのかということをお伺いします。

そして、落下物対策総合パッケージとありますけれども、これで落下物ゼロにはまずならないですよ。中身を見ても、これはもちろんゼロになっていただくということは必要なことだと思いますけれども、これは物理的に無理ですね。はっきり申し上げます。その中において、どういう受けとめ方をされているのかということ。

それと、スケジュール感です。2020年という形になっておりますので、今も議論がありましたけれども、2年もありません。その中で、国土交通省に求めるということはわかりますが、品川区としてのスケジュール感をどうされるのか、ある程度考え方があるかと思うのですが、国土交通省と交渉する中で、国土交通省が2020年に飛ばすと言っているわけですから、品川区もそれに対しての区のスケジュール感というのがあると思うのです。例えば、教室型はいつまでに行って、住民の方々にどのように告知をして、その意見をどう集約していくのか、教室型の説明会をすればいいだけではないと思うのです。品川区としての考え方を求めていかなければならない時期なのではないでしょうか。それに対して、区はどのようなふうを考えているのでしょうか。このまま国土交通省に求める、求める、これは聞き飽きました。なので、品川区としての考え方をいつまとめられるのかということの具体的な示していただきたいと思うのですが、いかがですか。

#### ○鈴木都市計画課長

まず陳情の中にごございます八潮団地の入居当時の騒音や威圧感から解放されたというところにつきましては、昭和40年代、50年代に羽田空港の機能が沖合移転していく過程でのお話だと思います。当時は、飛行ルートはもう少し品川区の内陸部に寄った形でございまして、飛行ルートとしてはモノレールの外側を飛んでいたのですけれども、より八潮に近いところを飛んでいたというところで、それがその後沖合に移転されて、そうした騒音ですとかが軽減されたというところを指していらっしゃるのだと思います。

それから、教室型説明会の効果ですが、オープンハウス型は先ほどご説明しましたように、1日いろいろな方に来ていただいて、その中で対応するというところの利点はございます。一方で、教室型については、しっかり周辺の方にいつ説明を行いますのでお集まりくださいという形で、そうしたところをしっかりと聞きたいという方々がお集まりいただいて、まとまった形で質疑が行われるかというところがあるかと思いますが、ある意味、そこにお集まりになった方が、ほかの区民の方がどういった考えをしているのかということのある程度その場でお感じになっていただけるのかなと。オープンハウス型は1

対1になりますので、ここに来ていただいた方の、ほかの方はこういった考え方だったのですかというところはお感じいただけないのかもしれませんが、教室型はそうした形の部分で、一定数の方にお集まりいただいて、そうしたところを感じていただけるのかなというところでございます。

それから、落下物につきましては、やはり非常に今落下物がありますよという報告が国のほうになされていまして、先ほど申し上げたとおり取り組みとしては進んでいるとは思いますが、これが本当にゼロになるのでしょうかというところは当然我々も思っているところでございます、だからといってゼロにならないので、今もう終わりですねということではなくて、しっかり国も今進めていくということを申していますので、その中身をしっかり見ていく、中身といいますか、取り組みを強く求めていきたいというところでございます。

求める、求めるで、区としての考え方、そのスケジュール感でございますが、やはり教室型説明会、丁寧な説明会、あるいは常設型の情報発信ブース等については、早急にイメージとしては今年中にしっかりやっていただけるように私としては強く求めていきたいというところでございます。

#### ○西本委員

八潮団地のところについては、沖合だったものが変更になったと、これはどういう理由で、どういう経緯があったのかということが、きっかけとなっているものがあれば、ちょっとわかっていけば教えてください。

それと、落下物ゼロ、当然落下物ゼロは、今でも飛行機は飛んでいるわけですから、当然取り組んでいただきたいという思いがありますけれども、現実的な話をすると、ゼロにはならないのですよ、今の現状として。どんな技術を開発したとしても、何かしらは落ちるのですよ。物理的なことを考えると当たり前なのですよ。なので、あと頻度の問題があると思いますよ、確率ですよ。たくさん飛ばせば、それだけ危険にさらされるわけですよ。そういう状況の中において、品川区として品川区民の方々は危険にさらされるという現状があるわけですよ。その危険にさらされるということに対して、国土交通省に対して毅然とした態度をとるべきではないのでしょうか。

ゼロにはならないですよ。期待はわかります、期待ですから。私も期待したいです。世界中で飛行機は飛んでいるわけですから、落下物、ゼロになってくれたら、それはありがたいですよ。でも、現実的にたくさん落ちていますよね。1分半間隔で飛ぶということで確率の問題が出てくるわけですよ。そうなった場合に、区民の方々が危険にさらされる機会というものは増えてしまうということです。それに対して、品川区としてどういう態度をとっていくのですか。区の対応、もうそろそろ、あと2年もないので、品川区としての考え方というのをしっかり示していかなければいけないかなと思うのです。年内中に教室型をして、それで区民の方々の状況を知らせていくということも必要かと思います。当然早急にやっていただきたいのですが、やはり説明会というものも、国土交通省だけに任せるのではなくて、教室型なので、今いろいろやっていますよね、教室型。何月何日に説明会がありますよ、来てください、だけです。もちろんそれで知らない人は、すみません、もう説明会は終わってしまいました、ということで、そういうことではなくて、やはり品川区として、皆さん、こういう状況にあります、だから考えてくださいというぐらい、ちゃんとメリットもデメリットも含めて、危険性も含めて、やはりホームページもこういうニュースレターがありますから見てくださいだけではなくて、品川区独自の発信として、みんなで考えていきましょう、品川区の皆さん、考えていきましょうという形の情報発信はできないものかなと思うのです。国の返答を待っていたりとかという問題ではないのですよ、あと2年もないわけですから。その危機感を私はちょっと感じられないのですよね。今の答弁の中でも。

それをどう考えますか。

#### ○鈴木都市計画課長

まず、羽田空港の当時の沖合移転の話ですけれども、当時、昭和40年代後半に東京都が今の沖合の埋立地を将来公園として使いたいという計画を立てたときに、国のほうが、その部分について羽田空港の機能強化に使いたいと、品川区寄りの機能をそのままにして、沖合のほうにさらに機能を広げていきたいという計画の発表がありまして、それを当時品川区あるいは大田区、あるいは関係区が機能強化ではなくて、機能を沖合に移転することを求めるという一連の流れの中で、さまざまな協議が行われる中で、機能強化ではなくて、沖合のほうに機能を持っていったということが当時の流れでございます。

それから、落下物ゼロについては、本当に委員ご指摘のとおり、ほかの方もご発言いただいておりますが、やはり落下物ゼロというのは、なかなか非常に難しいことだと思います。その中で、やはり今国が取り組みを進めているところを区としてもしっかりと注視して、その取り組みを強く求めていきたいということが今の区のスタンスでございます。

それから、区がみずからというところでございますが、やはり羽田の新ルート案、機能強化案につきましては、やはりこれは国の施策でございまして、メリット、デメリットですとか、あるいは危険性あるいは騒音の問題等についてしっかり説明する責任は国にございまして、当然国がしっかりしていただくというところでございますが、例えば教室型説明会の実施の周知の仕方ですとか、それは広くしっかり区民に知っていただかなければいけないというところはございますから、その周知まで国がしっかりやったださいね、ではなくて、そこはしっかり協力させていただきながら進めていきたいというところでございます。

#### ○西本委員

最後にいたします。やはり、国の考え方というのは当然あると思います。日本という国をどうしていくのかという、経済状況も世界に対してのいろいろな考え方があると思うのですね。ただ、私たちは生活している、品川区民の人たちはここで生活をしている。そこに対して危険性が及んでいるということに対して、国の考え方はあるにせよ、私たちは品川区民の人たちの命を守っていくということを最低限していかなければいけないのではないのでしょうか。なので、これに関しては、やはり国策であっても、品川区の区民の人たちが賛同しない、品川区の区民の人たちの総意として賛同しないという結論だったときに、品川区はどのような対応をされるのか、あとは国土交通省としてどういった対応をされようとしているのか、予測になると思いますけれども、それに対して。

#### ○鈴木都市計画課長

国のほうで区民の方、住民の方にしっかりこの計画の中身をご説明いただいて、理解いただくというところがやはり重要でございます。結果として区民の受けとめ方等について国がどう考えていくかと、国のほうも地域の方の理解を得てというところを申しておりますので、そこはしっかり理解していただけるように説明を区としても強く求めていくというところが今の基本的な考え方でございます。

#### ○安藤委員

この陳情ですけれども、区長が見直しの交渉を直ちに始めてほしいということも出ているわけですが、百歩譲ってやるかやらないかの判断を仮に置いておいたとしても、品川区長が、品川区がこのルート見直しの要請を国に行うということの意味というのですかね、その重さというのはどのように考えているのか伺いたいと思います。それが1点です。

もう一つは、先ほどの質疑の中で、納得いかないと、納得いくものではないというような本会議での

答弁の、区の答弁についてのやりとりがありまして、このまま進めば見直し案を含めて求めていくと、課長がおっしゃいましたけれども、何かあたかも区が相手の出方によっては対応を変えますよみたいな、そういう感じの答弁だったのですけれども、私たちは、区長はそういう立場に立つべきだと思っておりますが、事実として国策だから甘受しますということを区長が国土交通省に出かけて行って言っているわけですね。容認、国策だから甘んじて受け入れます、容認を表明したのに、こういう見直し案を含めて求めていくというのは、それはちょっと正直信頼ができないといいますか、何なのですかというか、見直し、方針を区が変える、あのときの容認というのは、容認したというのを変えるということなのですか。ちょっと伺いたい。

#### ○鈴木都市計画課長

これまでも委員会等の中でお話しさせていただきましたが、国の新ルート案について品川区がこの新ルート案自体を容認とか認めますとか、そういったことは一切示してございません。区が一定理解を示すというのは、やはりこれから世界とのつながり、あるいは地方都市とのつながりを国として考えたときに、そうした羽田の機能強化を行っていかなければいけないというところについては、一定理解を示すというところは、これまでも答弁させていただきましたが、新ルート案自体について、品川区は賛成ですとか容認しますというところは示してございませんし、委員会の中でもそうしたご答弁をさせていただいてきたというところがございますので、何か方針を変えたとか、そういったところは全くなくて、今はしっかり計画の内容を区民の方にご理解いただく、あるいは中身を知っていただくというところを国に求めていくというところがございます。

冒頭、区長がルート案の見直しを表明することの意味というご質問をいただきましたが、今の区の考え方は区民の方にしっかりご理解いただけるように丁寧な説明をしていただけるように求めているところがございますので、そうしたところを今後も行っていきたいというところがございます。

#### ○安藤委員

区が表明することの意味についてはお答えにならないのですが、重大な意味を持つからとても答えられないということが私は率直なところなのではないかと思うのですが、このまま進めば見直し案も含めて求めていくと言ったのは、この委員会での課長の答弁なので、では区が見直し案を含めて求めていくということの意味ですね。その意味というのはどのように感じているのですかと伺ったので、それはちょっとお答えしていただきたいと思います。

国策だから甘受というところでは、そちらについては再三繰り返しておりますように、品川区が理解を示したのは新ルートではないと、あくまで機能強化だという話ですが、事の経過を辿ってみますと、最初の最初から品川区と国との直接交渉、公式な交渉は5回あるのですが、そのうちの最初、1回目が区役所に国が来たのは、例の機能強化技術検討小委員会で、新ルートの都心ルートを取りまとめたその直後の8月14日に来ているのですが、それは何で来たかという、首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会というのがあるのですが、その事前説明で来ているのですね。ここで、最初から国というのは、機能強化一般的な説明をしに来たわけではなく、品川区に対して、品川区の上を通る新ルートの説明をしてきたということなのです。

実際に1回目の交渉では、区長から区民の不安の払拭につながるような対応を考えてほしいという意見があったと共産党が入手した国のメモに書いていますけれども、不安の払拭につながるような対応を考えてほしいと区長が言うということは、これは機能強化一般についての説明を受けたわけではなくて、現実に品川区の上を通るルートを示されたから区民が不安に感じるだろうと、だから払拭につながる対

応を考えてほしいと言っているわけで、何度も区議会で、議会で区は打ち消しますけれども、やはり品川区は新ルート計画の容認表明をしていると。それは機能強化一般ではなく、新ルートについて現区長が容認表明をしているということは、これは客観的な事実だと思います。だからこそ、事務次官も、ご理解に対して感謝と述べているわけですね。ですから、これはちょっといくらそういうふうにおっしゃっても、こうしたことは許されないし、容認表明などはあってはならないし、そういうことをやった区というのは、考えを変えなくてはいけない。だからこそ、このまま進めば見直し案も含めて求めていくというふうに表明がちょっとあったもので、それをもう少し聞きたいと思っているわけです。

このまま進めば、見直し案も含めて求めていくというのはどういう意味なのですか。見直し案もというのは、どういう見直し案なのですか。このまま進めばというのは、一体どういうことですか。ちょっとそこら辺についてももう少し説明いただきたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

先ほど私のほうでご答弁申し上げました、さきの定例会でも答弁しましたが、やはり、国のほうが教室型の説明会ですとか、あるいはより地域に密着した説明の手法をとらないということでこのままいくということであれば、やはり私が先ほど申し上げましたが、新ルート案の見直しというところは、今担当者レベルでその実施について調整を行っていますが、そうしたこともしっかり考えていかなければいけませんよ、いきますよというところは、私の職責としてお話し差し上げているところでございます。

それから、新ルート案、先ほど委員のほうからご発言がありましたが、これはこれまでもお話ししていますが、国の方と区長、あるいは我々も、あるいは部長を含めて国の方とそうした場を、説明を受ける場がございます。それは国の機能強化、新ルート案の説明も受けてございます。それは、それを容認した上で何かデメリットを軽減するとか、そういったことではなくて、説明を受けた中で、やはりそれはしっかり区民へ丁寧に説明してくださいと、それから落下物に対しての取り組みもしっかり行ってください。それから、騒音対策についてもしっかり取り組んでくださいというところを申し上げたところでございまして、その新ルート案を容認したからそういう発言をしたとかではなくて、その説明を受けた際、そうした取り組みをしっかりと進めていただきたいというところを申したところでございます。

見直しにつきましては、例えば飛ぶところの見直しだとか回数の見直しだとか、それは私が先ほど申し上げたとおり、いろいろな見直しの中身があると思いますが、全くこのまま進めていいですよというところではなくて、説明会が開かれなければ、そうした見直しを求めていくというところがございます。今それが具体的に何かというところではございません。

#### ○安藤委員

その見直しというのが、回数とかルート案であるのかどうかということは重要なことだと思うのですよ。そこまで、場合によっては求めますよ。ただ、場合によってはの意味が、このまま進めばということが非常に私はトーンダウンしている気がする。といいますのは、今回かなり教室型説明会について質疑もしましたけれども、かなり期限を切った時期まで明言して、課長が職責を賭してみたいな話も聞きました。結構踏み込んでいるのですよね。ですから、このまま進めばというのは、教室型説明会の開催をもって、丁寧な説明に誠意が見られた。では、許してやるかというふうになってはいけないと思うのですよ。

もう一つ、落下物対策についてですけれども、不十分だというふうに繰り返しありますけれども、実は品川区と国の直接正式な交渉の最新は、これ以降もしかしたらあったかもしれないですけれども、昨年度までの最新は、今年の2月23日金曜日の1時半から2時なのですけれども、これも共産党が国会

議員団事務所を通して入手した記録で、国が出したのですよ。これは落下物対策の検討状況等を説明して、そういう説明をしにきたのです。国も節目、節目の大事なところには、必ず品川区にやってきているのですよね。それは影響が大きいからだと思うのですけど。

そこで、この2月23日にこういうのがあって、その直後3月末にパッケージが出された。事実上、パッケージの説明をしに来たということなのですよね。そこで、では区長は何を言ったのですかという、デメリットを少しでも軽減するよう施策を検討していただきたいとの発言があったと書いてありますけれども、この期に及んでも、区長はデメリットを少しでも減らしてほしいということしか言っていないということなのですよね。では、デメリットを少しでも減らせばいいのか。降ってくる落下物100個を90個にして、それでいいのか。1個でも落ちれば、密集市街地だったら人命にかかわるという話が再三出されていますけれども、ところが、区長はデメリットを少しでも軽減するようにとしか言っていないわけですよ。これは逆に言うと、デメリットを減らせば、新ルートはいいですよと容認表明しているのとほとんど同義ですよ。

ですから、私がちょっと伺いたいのは、教室型説明会をやることをもって、このまま進めばということと丁寧な説明をしたというふうに判断してはだめだし、あとデメリット、このまま進めばという中身は、デメリットを少しでも軽減するよう施策を検討していただきたいという、この少しでも軽減されれば見直しなんて言わない、そういう意味なのですか、というのを聞きたかったのです。

#### ○鈴木都市計画課長

先ほどからご答弁申し上げていますが、まず教室型の説明会が行われていないというところ、それから区のほうで今情報発信拠点を実施していただきたいというところで、そうしたところを実施していただいて、区民の方に知っていただくと、理解をいただくというところを今強く求めているところでございますので、そうしたところが実施されなければというところでございます。

それから、あわせて先日の委員会の中でご答弁申し上げましたが、落下物対策については、ああしたパッケージが公表されていますが、それをいかに実施していくかというところについて国のほうに今求めているところでございます。

ご質問いただいた、どのような内容で納得するかというところでございますが、今申し上げたとおり説明とその対策についてというところでございます。2月のこの説明の話もございましたが、本年2月のところもございましたが、デメリットの軽減について強く求めていくというところにつきましては、これも何度も申し上げておりますように、品川区区民にとって、この新ルート案のデメリットはまさしく騒音と、それから落下物の危険性があるというところでございますので、これを減らして、騒音のほうは軽減していただきたいと、落下物に対してはゼロを目指していただきたいという内容について、そのときその場で申し上げたというところでございます。

#### ○たけうち委員長

陳情審査に直接かかわる内容を中心にして、それ以外のものは極力、時間も時間ですのでまとめていただけますか。

#### ○安藤委員

やはり、これは区長に見直しを直ちに国に求めてほしいという陳情ですので、区長が今とっているような態度、デメリットを少しでも軽減するようにもっとやってほしいというようなことを述べるにとどまり、事実上計画を容認している。そして、区長が見直しということ言えば、大きな影響があるにもかかわらず、そのことはかたくなに言おうとしない、という区長では、私は区民は許さないと思うので

すね。ですから、私は先ほどからも2020年まであと少しと、わずかということもありました。教室型説明会をやるのは結構でしょうけれども、それをもって丁寧な説明とはもちろんなりませんし、危険性がいささかも変わるものではありません。この計画をしっかりと中止にすると、そういう区政にやはり変えていかなければいけないと思っていますし、そのために区議会は何ができるかというのは非常に重要なので、この陳情は即刻採択をして、区議会からもそういった区政の誕生に向けて後押しをすべきだというふうに思います。

#### ○たけうち委員長

ほかに。では、手短にお願いします。

#### ○筒井委員

まさに区長が新飛行ルートの見直しを国に対し交渉すると、これは今回この問題について区長の本気度を示す試金石だと考えております。今納得しかねるの意味がかなり幅広かったのですけれども、納得しかねる場合は、見直ししかない、回数を減らすとか、そういう問題ではなくて、ゼロか100でやはり見直しの判断をしなくてはいけないと考えております。

それで、また、教室型説明会、そして情報発信拠点を設置しただけでは、これは納得する状況と判断すべきではないと考えております。教室型説明会と情報発信拠点の設置をして、そこから区民の同意があったかどうかということをしっかり判断しなければいけないと考えております。区民がどう納得したか、同意を得られたのかという判断はどうやってやるのかということと、やはり直ちに区長としては見直しをすること、直ちに交渉するべきだと考えておりますけれども、いかがでしょうか、お聞かせください。

#### ○鈴木都市計画課長

国のほうが新ルート案の実施については地域の理解を得るところでございます。その説明、教室型説明会あるいは情報発信ブースを実施していただいて、その中でしっかりご説明をしていただいて、ご理解をいただくというところで、どうなったら区民が理解したのかというところ等々あるかと思いますが、それは教室型の説明会での意見の出方ですとか、そうしたところを国がどう地域の方にご理解いただいたかというところを国のほうでしっかり判断していただくというところかなというところでございます。

区長がこの撤回を求める、見直しを求めるとかという話でございますが、先ほど来申し上げているとおり今区のほうでは丁寧な説明、しっかりした説明を国のほうに求めているというところをしっかりと行ってきたところでございます。

#### ○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それではまず、平成30年陳情第12号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論においてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○大沢委員

自民党・子ども未来は継続でお願いします。

#### ○あくつ委員

継続をお願いいたします。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、採択です。やはり必要な今緊急に求められていることだと思いますので、採択。

#### ○松永副委員長

私たちの会派では、本日結論を出すで、陳情第12号に関しては趣旨採択とさせていただきます。

我が会派としては、まず新飛行ルートを見直す前に、区民への周知を先にやるべきであると考えております。地域の声では、新飛行ルートについてよく知らない、知らされていない、落下物や騒音についてもわからないとの声をよく耳にします。国としても、今年3月に落下物の総合パッケージが発表されておりますが、まだまだ区民に対し周知ができていない段階です。我が会派としては、早急に区民への周知が必要であると考え、また今後も国に対して周知や丁寧な説明を行うよう引き続き求めていきたいと思っております。

この陳情にある新飛行ルートの見直しについては現状で判断できませんが、この陳情を出された方々のお気持ちはわかりますので、今回のこの第12号に関しては趣旨採択とさせていただきます。

#### ○西本委員

前回の委員会の中でも、羽田に関する請願審査のときも継続という形で申し上げました。それは今回も同様に継続という形で、当委員会の中でしっかりと議論を進めていただきたいというふうに思っております。特に教室型を年内にというお話もありましたし、やはり品川区としての考え方というものをもっと突き詰めて議論を当委員会の中でしていくべきではないかというふうに考えております。

#### ○筒井委員

本日結論を出すでお願いします。本気でこの問題を考えているならば、交渉の中で新飛行ルートの見直しというのは当たり前のように言うべきことであって、私としては採択とさせていただきます。

#### ○たけうち委員長

それぞれありがとうございました。

本日のところは、継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年陳情第12号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

#### ○たけうち委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

次に、平成30年陳情第13号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思っております。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかにご発言願います。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

#### ○大沢委員

自民党・子ども未来は継続をお願いいたします。

#### ○あくつ委員

公明党は継続をお願いいたします。

#### ○安藤委員

本日結論を出すべきだと思いますが、やはり教室型説明会の開催というのは本当に一日も早く求められていることでもありますし、あと住民の理解が得られない場合は、ルートの見直しを行

うよう求める、住民の理解を得られない場合はというのは、今の時点で得られていないというのは全会派一致しています。自民党も公明党もこの前の本会議で表明しました。なので、理解を得られない場合は見直しを求めるというのは当然のことだと思いますので、本日やはり採択すべきだと思います。

#### ○松永副委員長

我が会派でも本日結論を出すということで、第13号に関しましては、趣旨採択でお願いいたします。理由といたしましては、先ほど述べたように、まず新飛行ルートを見直す前に、まず周知を徹底していただければということでございます。陳情を出された方のお気持ちはわかりますので、今回の第13号につきましても、趣旨採択でお願いします。

#### ○西本委員

継続審査でお願いいたします。これは先ほどと同じようにしっかり議論していきたいということ。しかしながら、早期に結論は出していく必要があるというふうに思っておりますので、継続でもただらすることなく、しっかり毎回議論していただきたいというふうにお願いします。

#### ○筒井委員

本日結論を出すでお願いします。時間もないことですし、先ほどの課長のご答弁どおりの陳情項目だと思いますので、採択でお願いします。

#### ○たけうち委員長

それでは、本日のところ継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年陳情第13号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

#### ○たけうち委員長

賛成者多数につき継続と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了します。

---

## 2 報告事項

(1) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」について

#### ○たけうち委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○鈴木都市計画課長

それでは、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」について、ご報告いたします。

A4、1枚の資料をご覧ください。

まず、概要についてですが、以前建設委員会でもご報告いたしましたが、都市計画道路の計画的、効率的な整備に向け、平成28年3月に都区市により「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」が策定されております。これは今後10年間に於いて優先的に整備すべき路線を定めたもので、これにより都市計画道路の約8割が完成する一方で、残る計画は事業着手までに期間を要するこ

ととなっております。そのため、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路の在り方について、東京都と特別区および26市2町により検討を進め、このたび東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針の「中間のまとめ」を取りまとめ公表したものでございます。

次に、検討の視点と内容でございますが、第四次事業化計画における検証を前提とした上で、概成道路における拡幅整備の有効性や立体交差計画の必要性など、新たに都市計画道路のつなぎ方、構造等に関する検証項目を設け、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路の道路計画の在り方を考えていくものでございます。

内容を別紙1にてご説明いたします。

別紙1をおめくりいただき、目次でございます。第1章では、都市計画道路を取り巻く現状と今後の見通しが記載されてございますが、第四次事業化計画にてご説明した内容と重複する部分がありますので、今回は割愛させていただきます。

第2章からは、都市計画道路の在り方についての基本方針が記載されております。資料の9ページをご覧ください。今回検討を行う対象でございますが、図-13、赤い矢印の一番先、青く囲った部分が今回の検討対象路線でございます。この図は、平成28年策定の第四次事業化計画にも記載のあるものですが、この図の一番左端が優先整備路線、区内では4路線ですが、今後10年間で優先的に整備を行っていく路線となり、その横、青囲みがネットワークの必要性は確認されたものの、優先整備路線に入らなかった路線で10年後以降に整備を行っていく路線ですが、それまでに手をつけずにそのままとするのではなく、次に説明する検証項目に沿って、今のうちから整備しておこうとするものでございます。

次に13ページをご覧ください。検討フローになります。今回新たな検証項目を設定しまして、優先整備路線として選定しなかった路線を検証していきます。検証の結果、計画の存続か変更かなどを判断してまいります。新たな検証項目は次のページにある表-3にある記載の大項目、小項目について検討を行ってまいります。

15ページからは具体的な検証事項をご説明していきます。概成道路における拡幅整備の有効性として、現道の概成道路を対象に検証を行います。概成道路とは、計画幅員までは完成していないが、現況幅員が一定程度既にある道路で、都市計画道路に求められている機能を現道の幅員や道路構成、地域の実情等から概成道路がどの程度満足しているかを評価してまいります。

次に19ページをご覧ください。こちらは、交差点、交差部の交差方式等の検証で、平面交差で円滑な交通処理ができるかなどの地域の実情を踏まえ、計画の要否を検証し、また20ページの交差点拡幅部では、交差処理のための必要性、道路成形や車両軌跡などの交差流動、歩行者通行の安全性などの地域の実情を踏まえた検証を行ってまいります。

ページ21から23の支線や隅切り、橋詰では、周辺の地形状況や地域の実情、橋の架け替え用地として必要かどうかなどの検証を行ってまいります。

次に資料の24ページをご覧ください。こちらは都市計画道路と都市計画公園が重複しているところなどについて、将来の事業実施に向けた計画変更の方向性を検証してまいります。

また、資料の25ページは、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間について、このままでいいのか、やはり計画線のとおり必要なかを検証してまいります。

資料の26ページでは、都市計画道路に求められている機能を代替できる現道があるか検証を行ってまいります。

以上が検証項目の内容でございます。

A4の資料にお戻りいただきまして、今後の予定でございますが、現在この中間のまとめに対する意見募集を行っております。今後この中間取りまとめ案に基づき、それぞれの路線について検討、検証を進め、意見募集を行いながら、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針を、今年度末を目途に策定していく予定となっております。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

ちょっと資料に基づいて幾つかお伺いしたいのですが、別紙の「はじめに」のところなのですが、4段落目に「道路に対する都民ニーズは、日々変化し、多様化しています。このため、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があります」とありますが、道路に対する都民ニーズの変化とは何なのか、区の考えを聞かせていただきたいというのが1点目です。

それと、都と区が共同で都市計画道路の在り方について調査検討を進めているというふうでありまして、28ページには図も書いてありますが、これまで何回、細かくて申しわけないのですが、何回開かれて、区の発言模様といいますかね、大体毎回発言しているのか、何回ぐらい発言して、どのような発言をしているのかということをお聞かせいただきたいのと、あとこの図がちょっと都・区検討会というところが課長級で、そこから二つ矢印が伸びているのですが、ちょっとこの意味がわからないので教えていただきたい。どういうふうに解釈すればいいのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

あと、大きく3点目は、今回の検証の対象となる区内の路線はどこなのかということをお聞かせいただきたいと思っております。14ページの大項目の(1)から(4)までありますけれども、まずどこの何線、何線と言われてもちょっとわからないので、ちょっと場所みたいなところも含めて、どこか。それに(1)から(4)まで区内でそれに当たる道路は、どういうのがあるのかということをお聞かせいただきたい。

あと、ちょっとあわせて、第一京浜や第二京浜というのは国道なので都道ではないのですが、いわゆる概成道路だという認識がありまして、まだあれは完成していませんよね。ちょっと広げなければいけないというような計画になっていると思うのですが、今回やはり対象にならないで、そちらの検証というのは国が進めるということなのでしょうか教えてください。

#### ○鈴木都市計画課長

初めに、都民ニーズとは何かということですが、いろいろわかりにくいところはございますが、例えば先ほど概成道路ということをご説明しましたが、都市計画道路では、例えば16mの幅員が求められているが、実態は12mとか14mである部分について、そこには当然車道と歩道ですとか、あるいは場合によっては緑道だとか、そうしたところが本当に全てをつくらなければいけないのか、そうではなくて、何かを省略して現道のままでいいのかとか、そうしたところは地域の特性あるいはそれがひいては地域のニーズがあるのかといった判断が入ってくるのだと思います。そうしたところを広く捉えて、ここでは都民ニーズという表現がされているのだと思います。それ一つではないと思いますが、一例を挙げるとそういうことでございます。

それから、これまで何回ぐらいということですが、すみません、細かい段階、いろいろな課長級、特別区で行うもの、あるいは都で単独で行っているもの、さまざま最後はそうして合体して一

堂に会して行っているものもございまして、細かい数字は今持ち合わせてございませんが、複数回、私は4月に着任しておりますが、それ以前からやられているということで、複数回やられているという認識でございます。

その中での区の発言状況でございますが、基本的にはまずこれまでは各路線をどうしていくかというところをやってきたわけではございませんので、基本的な方向性、項目について検討してきたというところで状況に応じて発言はしてございますが、毎回毎回ということではなかったと思います。

それから、具体的な路線の検討でございますが、優先整備路線に入らずに、ただネットワークの必要性は検証されているという道路で、例えば概成道路でいきますと10路線、12区間というところでございますが、12区間というのは、路線を1本と数えるのではなくて、区間で分かれているところもございまして、10路線の12区間というところでございます。

それから、一つ一つの路線名を今ここでいうところは、どうしても補助何号線という形のご紹介になりますので、その細かい地区名については省略させていただきたいと思います。

それから、第一京浜については、今回はこの計画には入ってございませんので、その整備主体は国でございますので、国がしっかり考えていくということでございます。

#### ○安藤委員

14ページのところの、(2)と(3)と(4)は何本なのかお伺いします。

それと、都民ニーズの変化について聞いたのですけれども、道路に対するニーズの変化というのは、道路はそこまで今広げなくてもいいよねとか、あるいはちょっとこの道路はつくらなくてもいいよねと、そういう変化のことなのかどうか伺います。

それと、24ページの下にもちらっとあるし、26ページにも図つきであるのですが、都市計画道路が持つ機能として四つ挙げられておりますけれども、とりわけ市街地形成機能というのは、どういう機能なのかご説明をいただきたいと思います。

最後ですが、27ページ、今後の進め方の2段落目、3段落目が読んでもちょっとわからないのですよ。「地域的な道路のうち地域のまちづくりに関連する道路」とは一体何を指すのか。また、その検証というのは、今回は行わないで、将来に温存しますということになるのか、そこら辺を教えてください。

#### ○鈴木都市計画課長

14ページの(2)、(3)、(4)の数でございますが、これはこれから都と協議しながら実際あるかどうかというところを確認して、これからのところでございますので、細かい数字は今ございません。

それから、都民ニーズのお話の中で、道路の必要性についてのお話もございましたが、今ご質問の中で、26ページの地域的な道路に関する検証というところのお話もいただきましたが、その中でのあわせてのご答弁になりますが、今回その検証項目の中には、こうしたほかに代替するような道路があるかどうかということも検証の項目の一つ入ってございますので、そうした意味では、それが地域特性、地域ニーズというところにつながっていくのだと思います。

あと、27ページの今後の進め方のところですが、基本的には今ご説明した大項目、小項目の検証項目に沿って、区内の優先整備路線に入らなかった都市計画道路について、あと残り半年、年度末までかけて検証を行ってまいります。それを答申として取りまとめるというところでございます。

#### ○安藤委員

あと、26ページの市街地形成機能というのがちょっとわからなかったもので、それをちょっとどういうことなのか教えてください。

あと、この計画全体の意見を言わせてもらおうと、やはりちょっと問題だなとか、不十分だなと思うところは、優先整備路線はこれから10年間で整備していく路線ですよ。また、特定整備路線、既に事業化認可までできてしまっていますが、こういう道路が見直しの対象になっていないというのがちょっと問題だなと思っていて、こういった道路の中でも、見直すべき道路というのかなりあるとか、それは実際、現実なのですね。もちろん品川区の3特定整備路線もそうですし、小金井市では本当に裁判が起こって、市議会が反対決議を上げたのにもかかわらず優先整備路線になってしまったような道路もあります。

なので、名古屋市に私は何度か視察に行きましたけれども、少なくとも名古屋市では全ての道路計画を一旦検証のテーブルにのせていたのですよね。中には、8割までつくっていた道路ですら、これは廃止だということになったものもありました。私は、こういった全ての道路計画というのを、聖域を設けずに検証のテーブルに少なくともものせるべきなのではないかと思うのです。品川区として、都にそういった意見を上げるように求めたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

26ページの市街地形成機能の表現でございますが、イメージとしては、例えばその周辺で大きい市街地再開発の計画がある、あるいは動いている等々で、その周辺市街地再開発に合わせて道路がつくられるとか、そういったところの要素も踏まえながら市街地の、字のごとくですけれども、その市街地の形成の過程の中で、今入れている計画道路がどうかというところを検証していくというものでございます。

それから、優先整備路線と特定整備路線についてということでございますが、そこについては、第四次事業化計画の中で、その必要性の有無についてはしっかり検証されておりまして、今回はそれに漏れた、今後10年かけてやっていくもの以外について、そのときに検証するのではなくて、今のうちからしっかり検討を進めていこうということでやるものでございます。

#### ○安藤委員

最後のところですが、前回の検証を踏まえてと、前提にみたいなことも書かれていますけれども、前回の第四次のときも指摘したのですけれども、かなり何かしらは道路をつくる必要性に当てはまるような感じなので、ある意味道路をつくるための検証項目みたいになっていますので、これは検証としても不十分だし、しかもそこには都市計画決定されたときには住民の意向などは全く踏まえられていないわけですから非常に問題があると。それを前提にするというのは問題だということ指摘したいというのが一つと、それと、特定整備路線に至っては、検証すらやられていないということで、前回の項目でも検証されていないということなので、やはり名古屋市のように検証のテーブルに全てをのせるという意味では、特定整備路線について東京都に交渉してくださいと区として言っていたきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

道路をつくるための第四次事業化計画ですが、しっかり優先整備路線として選定していったところについては必要性についても、このフローにございますように、検証をかけて認めたものでございます。

特定整備路線については、東京都がその必要性をしっかりと検証した上で今進められているものでございますので、何か見直し等を求めるということにはございません。

#### ○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時58分休憩

○午後3時10分再開

#### ○たけうち委員長

それでは、建設委員会を再開いたします。

---

(2) 戸越六丁目東地区のまちづくりについて

#### ○たけうち委員長

次に、(2)戸越六丁目東地区のまちづくりについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○鈴木都市計画課長

それでは、戸越六丁目東地区のまちづくりについてご報告いたします。

お手元の資料、1ページをご覧ください。

戸越公園駅南側に位置し、四間通り、大原通り、大原小学校東側区道に囲まれた戸越六丁目東地区におきましては、地元の方々の発意により、昨年9月に設立された戸越六丁目地区まちづくり計画検討委員会により、にぎわいの維持・向上と防災性の高いまちづくりを目指し、区とともに検討を重ねてまいりました。このたび、検討委員会でまとまったまちづくり案をもとに、当地区のまちづくりに必要なルールである地区計画の都市計画素案を作成し、その説明会を開催いたします。また、これに合わせ、都市計画道路補助29号線戸越公園区間南側（四間通り～大原通り）の沿道30mの範囲内におきまして、延焼遮断帯の形成や、不燃化・耐震化を目的とした都市計画変更素案の説明をあわせて行うこととなりました。本説明会は平成30年8月7日火曜日、午後7時より大原小学校体育館において行います。本説明会のお知らせにつきましては、開催日の2週間前に当地区内各戸へのポスティングと地区外権利者への郵送を行っております。

1枚おめくりください。2ページと3ページが地区計画にかかる都市計画素案についての概要でございます。戸越六丁目東地区地区計画では、災害に強く、近隣商業機能を有する暮らしやすい市街地の形成を目標としています。そのため、地区計画区域全域において、市街地の不燃化を図ります。また、補助29号線沿いにおいて延焼遮断帯を形成し、戸越公園通り沿道においては近隣商業機能の向上を図ります。

なお、地区計画区域を2ページの下図のように地区の立地特性に応じて建築物等の制限がかかるAからDの四つの地区とそれ以外の将来的にまちづくりの誘導を行う地区とに区分し、それぞれ土地利用の方針を定めます。

次に3ページ目をご覧ください。

まず、防災性向上のために必要な建築物の制限を三つ行います。一つ目は、敷地の細分化による住宅密集化を防ぐため、敷地面積の最低限度を60㎡とします。地区計画が策定される前で60㎡未満の敷地や、道路整備などにより60㎡未満になってしまう敷地については、それ以上分割しない限りは建て替えができません。

二つ目は、地震時の窓ガラスの飛散や落下物による被害を未然に防ぐことができるよう建築物の道路

に面する部分にベランダの設置や網入りガラスを用いるなど、落下物の防止措置を行います。

三つ目は、ブロック塀の倒壊による人的被害や道路閉鎖を防ぐため、ブロック塀の構造を制限し、生け垣や透視可能なフェンス等とします。基礎部分として必要な高さ60cm以下の部分や門柱等については制限がかかりません。これらは当該地区に隣接する戸越、豊町地区や、豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目、西大井6丁目地区地区計画等と同様の制限でございます。

次に、にぎわいある街並み誘導に必要な建築物の制限を二つ行います。

一つ目は、建物の外壁等の色をまちなみに調和したものにしたり、看板、広告等は地域の景観に十分配慮したものとします。

二つ目は、商店街に面する建築物の1階部分につきましては、沿道のにぎわい誘導のため、店舗、飲食店、これらに類する用途のみに制限します。そのほか、暮らしやすい市街地の形成のため、店舗型性風俗営業の用に供する建物は建てられません。

以上が戸越六丁目東地区地区計画の内容でございます。

次にページをおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。こちらは、以前当委員会において特定整備路線沿道の都市計画変更として報告させていただいておりますが、基本的な考え方としまして、東京都が整備を進めております補助29号線、この道路の沿道両側の30mの範囲で延焼遮断帯を形成するというものでございます。

4ページ左上の図、着色されている部分が沿道30mの範囲になります。変更内容としましては、この着色されている①から⑤の全ての範囲において、建物の高さの最低限度を7mに設定いたします。また、現在紫色で着色されている③の範囲に指定されている防火地域を①から⑤の全ての範囲に指定する予定です。また、これらに合わせてピンク色に着色されている①の範囲、緑色で着色されている②の範囲を紫色の③の範囲と同じ近隣商業地域容積率400%、建ぺい率80%、最高限度高度地区の指定なしに変更し、黄色で着色されている④の範囲の容積率と高度地区を300%、第3種高度地区に変更いたします。これらは延焼遮断帯の形成のために一定程度の高さの建物、そしてなおかつ燃えにくい建物を築造していただくことが必要だということで、災害に強いまちづくりに向け、このような制限を設けているものでございます。

なお、④の範囲の用途地域を第一種住居地域のままとしているのは、先ほどの地区計画の説明の中で、A地区、すなわち現状の住宅を主とする地区として土地の利用方針を設定していることによるものとなっております。

4ページの図の下、ならびに5ページ目は、これらの都市計画に関する用語説明やほかの区間での説明会の際にいただいたようなご質問を掲載してございます。

最後に6ページ目をご覧ください。今後の予定でございます。地区計画と都市計画変更につきましては、最終的には来年の3月ごろの決定告示を目指し、事務手続を進めてまいります。地区計画につきましては、品川区条例に基づき9月ごろに公告縦覧、意見書の提出期間を設けます。都市計画案の説明会は、11月ごろに行います。都市計画案の公告縦覧につきましては、品川区の都市計画審議会にて審議し、現道の用途地域の都市計画変更についてはさらに東京都の都市計画審議会での審議を経て、同じ日での決定告示を予定してございます。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

## ○安藤委員

資料に基づいて何点かまずお伺いします。

まず、素案をまとめるまでどのような意見集約が行われたのかということで、検討委員会が昨年9月にという話もありましたけれども、どのような委員会で、何回、どのような手法で意見集約が行われたのかももう少し説明いただきたいと思います。

それと、3ページのところで、形態、意匠、色彩というところでありますけれども、地域の景観に適したものであるのかかなり主観的になると思うのですけれども、これはどういったものを考えていらっしゃるのかが2点目。

それと2ページに戻りまして、将来的にまちづくりの誘導を行う地区というのは一体何を意味しているのか伺いたいというのが3点目です。

それと最後に、細かいところなのですけれども、2ページのB地区というところ、この商店街に面する建築物の1階部分については、店舗・飲食店その他に制限というのが⑤番目の建築制限だと思うのですが、このB地区のところと言うと、そこは商店街に面する建物というのはどこを指すのか、今ちょっと29号線が斜めに横断しているので、かなり複雑になっていると思うのですよね。今商店街というところもありますし、そうでないところもあるので、そこら辺がどこになるのか教えてください。

## ○東野まちづくり立体化担当課長

4点ほど質問をいただいております。

まず最初に、まちづくり計画検討委員会は、どのような会なのかというところでございます。こちらにつきましては、昨年9月に設立されまして、地域の町会、商店会、それから次でございますまちづくり協議会、こちらのメンバー11人で組織した会でございます。これまで活動といたしましては、今月の委員会を含めまして、8回ほど検討の委員会を開催してございます。中身につきましては、地区計画とそれから自分たちの地区についてどのようなまちづくりを今後進めていったらいいかというところでいろいろ意見を出しあっているところでございます。

こちらですけれども、また地域に対しまして、まちづくりニュースというものを発行しておりまして、どのようなまちづくりがよろしいかというような、そういった問いかけもしているところでございます。その中の意見を集約した結果として、まちづくり案が今年5月に提出されまして、それをもとにこの地区計画の策定手続に入ったものでございます。

それから、地域の景観、どういうものか、④にかかわる地域の景観に適したものであるのかということでございます。こちらにつきましては、主観的なところもあるというところでございます。建物を建てる際につきましては、また看板、広告等を出す際につきましては、区のほうへご相談いただきたいというような内容のものでございます。

それから、2ページの青色部分、将来的にまちづくりの誘導を行う地区というのはどのようなものかというところでございます。こちらの地区計画の範囲として、このような三角形の範囲として定めているものでございますけれども、まず29号線沿道、それから商店街沿道、こちらのところで地区を分けまして、地区の整備計画という形での地区計画を定めていきたいというものでございます。それ以外の地区につきましては、将来的にこの地区に合うような整備計画を立てていきたいというものでございます。

それから、こちらにありますB地区、オレンジのところですね。建て替えの際に1階部分に店舗を入れるのはどの部分かというところでございます。ちょっと図のほう、細かくてわかりにくいかもしれな

いのですけれども、現在29号線とこの南口商店街のところ重複している部分がございます。ちょうど場所でいきますと、家具屋さんのところの前のところになりますけれども、こちらが該当するところになります。こちらの部分を将来的には1階が店舗になるようにということの誘導を考えているところでございます。

#### ○安藤委員

ちょっと11人の委員会、委員会ですからあれなのかもしれないですけども、ちょっと少ないですよ。そういった少人数のところ、こういった将来の財産形成にかかわるような案を出していいのかなという気がいたします。

とはいっても、5月に委員会が案を出して、区が今回素案を策定したということなのですが、今回出された計画素案と委員会が出したまちづくり案というのは、何か違いがあるのでしょうか。ほとんど同じなんでしょうか。そこら辺の感触をちょっとお伺いしたいというのが1点です。

それと、延焼遮断帯ということで、今回必要性を強調しているわけですが、これまで私たちとしましても、何度もこの問題は批判をしてきました。今回延焼遮断帯なるものをつくるといことですが、いつ完成するのですか。今回建て替え手法ですよ。建て替えるときには、一定の高さの建物にするということのようですけども、それは当然ですよ。ただ、建て替えというのはものすごく時間がかかるわけですね。しない人だっていますし、仮に建て替えないでずっと残るところもやはり一定期間あるわけです。ですから、延焼遮断機能というのは、いつ完成するのか、そして何をもって延焼遮断帯は完成するのか、この辺はちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それにかかわって言うと、4ページの④のところは、第一種住居地域ということで、容積率が低いということになります。ここだけ沿道が紫ではなくなるということで、何か区が言うところの延焼遮断帯になるのか、建て替えが進むのですかというのもちょっと含めて伺わせていただきたいと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

何点かございました。前半のほうにつきまして、お答えいたします。

委員会が11人で少ないのではないかというご意見でした。こちらにつきましては、先ほどお話ししました町会、商店会、それからまちづくり協議会のほうにお声かけをしまして、その中から推薦という形で人数を出していただいたものでございます。11人という中でございますけれども、それぞれの町会の役員、商店会の役員、まちづくり協議会事務局、そういった方々がメンバーとして入っておりまして、活発な議論を今も続けているところでございます。

それから素案とまちづくり案は、内容が同じかという内容でございます。こちらにつきましては、中身につきましては同じでございます。こちらにつきましては、区のほうもその委員会に同席いたしまして、議論を重ねてまいりました。その中で区のほうからもこういうようなまちづくりという部分をお話ししていったところでございます。また、それに対しまして、いろいろなご意見をいただいたところも精査した中で、まちづくり案としてまとめていったものということになります。中身については同じものでございます。

#### ○鈴木都市計画課長

私から、延焼遮断帯の形成についてでございますが、現在東京都が進めております特定整備路線の整備とともに、そこでご協力いただいた方が建て替える際、あるいは特定整備路線を外れていても、その30m区間の中で今後建て替えていくというところに合わせて、最低限度7mですとか、あるいは容積が今回上がっているところもございまして、あるいは防火地域という指定もかけて、より燃えにく

い建物に変わっていくというところで、延焼遮断帯が形成されていくということで、これはいつまでとかということになりますが、建て替えに合わせて順次というものでございまして、また何をもってというところがございますが、最後の1棟が建て替えかわったというよりも、順次建て替わっていく中で、延焼遮断帯の形成が進んでいくという考えでございます。

それから、④の黄色の部分の第一種住居地域につきましては、ほかのところよりも、ほかの400%の容積率よりも低いというところがございますが、もともと200%のところでは300%ですので、高度についても第2種高度地区から第3種高度地区に上がっておりますので、そういった意味では、十分この中で建て替えていただければ、穴があくようなことがなくて、延焼遮断帯の形成ができるというところで、従前がもともと第一種住居地域で200%のところですから、急激に市街地の変化をもたらすようなことはなくて、300%と第3種高度地区というところをかけるというところがございます。

#### ○安藤委員

防災対策としてもいかなものかというふうにつくづく思いました。将来的にまちづくり誘導を行う地区というところの説明もありましたが、今回具体化されるのはA、B、C、Dの色が塗ってあるところですが、それであるならば、なぜこの区域を範囲に指定する必要があるのか、ホームベース型にする必要があるのかというのはちょっとわからないので、だったら赤系の色が塗っているところの区域にすればいいのではないですかと思うのですが、そこはちょっと伺わせてください。

それと、冒頭の説明で、にぎわいが続く市街地の形成を目指しているというふうに書いていますが、商店街のにぎわいを潰す最大の原因というのは、商店街を削り、分断する29号線の建設ではないかと思います。これまで苦労して戦後つくってきたところが、この道路で無残に壊されるということで、29号線計画の中止こそ最大のにぎわい対策ではないかと思うのですが、いかがなのでしょう。どうか伺います。

最後は、今回も都市計画法第16条の公聴会ではなく、説明会で済ませて案をつくらうとしておりますが、法の精神で言えば、都市計画法案をつくる場合には公聴会を開くのが基本だとされております。今回、都市計画法上の公聴会等を都は説明会としてやります。この説明会は何が違うのか。全く同じなのか、ちょっとそこら辺をしっかりと聞かせていただければと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

地区整備計画の範囲だけで地区計画をかければいいのかというようなお問い合わせです。こちらにつきましては、大もとが上位計画でございますまちづくりビジョン、こちらの中で誘導していく地域としまして示しているところと範囲的には一致させたものでございます。こちら、29号線、それから商店街の沿道につきまして、まず緊急的に取り組んでいく必要があるということでの地区整備計画を立てましたので、今後検討の範囲を広げていきまして、この東地区全体、または西側のほうの地区についても検討を深めていきたいと考えているところでございます。

また、にぎわいが続くためには29号線中止がいいのではないかというようなお話でした。こちらは町会、商店街、確かに最初は反対されていた方が大勢いらっしゃいました。という中で、自分たちでまちづくりとしては何ができるのだろうかというところで検討を重ねてきたというような経緯がございます。その中で29号線につきましては、自分たちが暮らしていく中では必要な道路、いわゆる不燃化をこちらの地区で形成をしていくというために必要な道路としての認識を深めていただきまして、本来あるべき姿ということで地区計画を立てるというような経緯に至ったものでございます。

#### ○鈴木都市計画課長

私から公聴会についてのご質疑についてお答えいたします。

公聴会につきましては、今回説明会という形で行いますが、基本的には説明会という表現でございますが、当然資料に基づいて説明の後、お集まりいただいた方からご質問、あるいはご意見をいただく時間をしっかりとって、そのご質問、ご意見についてお答えする場をとるということでございますので、公聴会につきましても、もし実施するに当たっては事前にその場で、事前というか、その公聴会の場でも説明をして、その後意見を述べていただいて、それに対して回答するというところでございますので、趣旨としては公聴会と説明会は大きくは変わらないというところで理解してございます。

一つあるとすれば、こちらは都市計画の運用にもございますが、説明会を実施するに当たって、しっかりと事前に開催日等の周知と内容の周知を行うということが書かれてございます。そうした意味では、通常のほかの都市計画、今回もそうですが、地域の方とまちづくり協議会を通してしっかりとつくり上げていって、いきなり資料を説明会の場で出すようなことがないような形で進めてございますし、今回についても事前にお配りした説明会の案内だけではない内容も記載した資料を配布して実施するというところでございますので、公聴会に準ずる、あるいは同等、同じような形で説明会を実施すると。今後も、第17条のほうでも説明会を行って、公告縦覧も行いますので、より地域の方には丁寧に説明をしながら実施していくというものでございます。

#### ○安藤委員

であるならば、何で公聴会としてやらないのか。公聴会とあまり、そんなに大きく趣旨としては変わらないし、周知の話もありましたけれども、それは公聴会であってもしっかりとやられると思うのですよ。なので、なぜ公聴会にしないのかというのがちょっと逆にわからないのですけれども、それは例えば条例の不備ということなのか、現在規定がないということなのか、それとも区の判断としてそういうふうになっているのか、公聴会にさせていただきたいのですけれども、しない理由がちょっとわからないということなので、もう一度ご答弁ください。

#### ○鈴木都市計画課長

公聴会をあえてしないということではなくて、公聴会と同じような形で、その場で説明をして意見をお伺いし、お答えする場を設けることもできるということでございます。

公聴会の実施につきましては、品川区の公聴会の都市計画の規則がございしますが、状況に応じて実施するというところでございます。一つ、例えばの話でございますが、公聴会ということであれば、事前に意見を申し出る方の意見をお出しいただいて、その規則の中にもございしますが、発言いただく方を公平な視点から選定をするみたいなこともございしますので、ある意味、公聴会になりますとしっかりと住所と氏名も述べていただくというようなところもございします。説明会においては、場合によっては受付の際にお名前を求めることもあるかもしれませんが、そのお名前がなければ発言ができないような場とはしてございませぬので、そういった意味でもより自由な、自由というか縛りのない、縛りのないというのは語弊があるかもしれませんが、より発言していただきやすいところで説明会を実施しているというところでございます。

#### ○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので本件を終了します。

### ○たけうち委員長

次に、(3)平成30年8月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○森住宅課長

私からは平成30年8月都営住宅入居者募集について報告させていただきます。

1番の募集内容ですが、都営住宅家族向けポイント方式、単身者向け・車いす使用者向け、シルバーピアおよび病死の発見が遅れた住宅等の募集となります。

申込用紙の配布期間につきましては、平成30年8月1日水曜日から9日木曜日まで、配布場所は住宅課窓口をはじめ、記載の各施設でございます。

3番、申込用紙受付期間ですが、8月13日月曜日までに渋谷郵便局必着となっております。

4番、募集住宅については、1,701戸で、内訳は記載のとおりでございます。

5番、抽選日は平成30年9月13日木曜日、ポイント方式によるもの以外で実施されます。

6番、広報については、8月1日の広報しながわ、および広報東京都、区ホームページで掲載予定です。

7番、休日相談窓口は、4日土曜日が荏原文化センター、5日日曜日が本庁舎3階ロビーで実施しております。

最後に募集冊子につきましては、8月1日水曜日に議会事務局を通じて、委員の皆様へ配付させていただきます。

### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○安藤委員

1点だけ、すみません。もしかすると、過去に何度か伺ったかもしれないのですが、1,701戸、これは都全体の戸数だと思うのですが、この時点で品川区としてどこに何戸募集物件があるかというのを報告していただきたいのですが、それができない理由というのは何かあるのですか。それをお伺いします。

### ○森住宅課長

1,701戸というのは、委員おっしゃるとおり都全体の戸数でございます。品川区内の戸数につきましては、8月1日の募集要項の中でご覧いただくという形でやっておりますので、そういう形の中でご確認いただければというところでございます。

### ○安藤委員

何でそういうふうになっているのかと伺ったのです。何ていうか、それができない何か理由というものはあるのですか。やはり一日でも早くあいているそういった物件がどこにあるかというのは知りたいですよ。いろいろふだんから住宅の相談を私たちはいっぱい受けているわけですから、そこら辺、ちょっとどうなのですか。

### ○森住宅課長

住宅の内訳につきまして、都営住宅の募集冊子の中でそれぞれの住宅について内訳が掲載されてございます。それは8月1日時点で皆さんに見ていただくと、確認いただくということでございますので、その中でご確認いただくという形でやっているとございます。

### ○安藤委員

区はこの時点で区に何戸あるか知らないということなのですか。それをちょっとお答えいただきたいのと、ぜひ早目にちょっとわかるのであれば、委員会として報告してもらいたいのですけれども、そこら辺は要望です。

### ○森住宅課長

募集の冊子につきましては、配布の予定もございますので、区のほうには届いていて、その中には確認ができるところでございますが、皆さん同時に8月1日という時期で見えていただくということにしているところでございます。

### ○筒井委員

一つ確認なのですけれども、募集住宅の④の病死の発見が遅れた住宅等とあるのですけれども、これはどういった意味なのでしょう。

### ○森住宅課長

病死の発見が遅れた住宅というのは、例えば単身の方でそのままその家で亡くなったということで、例えば病死3日後という形で発見されたものという形になります。特に規定で決まっているわけではありませんが、そういったことがあった不動産につきましては、基本的には次の居住者の方にお知らせするということがございますので、そういった情報を別立てで情報としてお出ししているというところでございます。

### ○大沢委員

今のところで、病死の発見が遅れたということの流れの質問なのですけれども、これは事故物件、本来だと募集内容、都営住宅入居者の募集でなぜ住宅等と、対象とするものが違っているものを一緒にしたというのをおかしくないですか。

### ○森住宅課長

病死の発見が遅れた住宅等というふうに書いておりますけれども、同じように各区にあります都営住宅の募集の中で事故内容として追記をされているもの、それを別でご紹介しているというところでございます。

### ○大沢委員

別でご紹介はいいのですけれども、入居者の募集であって、ここに書いてある病死の発見が遅れた住宅なのでこのところが、各いろいろな手間都合もあるからしょうがないのですけれども、厳密に言うとおかしくないですか。ここに書いてしまうこと自体。

### ○森住宅課長

入居者募集ということで、募集という名前をつけているところで、病死の発見が遅れた住宅についての入居者の募集というふう募集しているところですので、そういった名前にしているものです。

### ○大沢委員

病死の発見が遅れた住宅等の、入居者は死んでしまっているからいないのではないですか。

### ○たけうち委員長

意味はわかりますか、趣旨。

### ○森住宅課長

はい。病死の発見が遅れた住宅の入居者は亡くなってしまったわけなのですけれども、入居者の方が亡くなられて、その住宅があいたということですので、その入居者を今回募集するという形になります。

す。

#### ○西本委員

私もその関連なのですけれども、④番で特別にこの項目だけ出されているということを考えると、特別な住宅になるのですか。特別な措置をするというか、安く入れるとか、何かそういう形になるということですか、どうなのでしょう。

#### ○森住宅課長

今回別立てで出してはいるのですけれども、特に入居要件であったり、家賃に違いはございません。ただ単に病死の発見が遅れて、2日後とか翌日に発見されましたというところで、ほかの一般の住宅とは分けているというところでございます。

病気や自殺とか、そういったことで亡くなられた方のお部屋ですということで情報として載せている、別立てにしているということでございます。

#### ○西本委員

では、例えば何々棟の何号室はそういう物件ですという説明があるということでしょうか。

#### ○森住宅課長

募集案内の中に各申し込み地区番号がありまして、住宅名とそれから戸数と何階建てかという形では記載がありますので、何号室というのはそこまで明記はございませんが、そういった間取りとかも含めて、その中で病死がそれぞれ遅れた住宅が一覧で載っているという形になります。

#### ○西本委員

ちょっとよくわからないのですが、通常事故だったり、いろいろな理由があって、入りますかと言われたときに、その情報はありがたいと思う部分もあるのですが、そういうことがあったとすれば、それはやはり敬遠しますよね。なので、何かがあれば、特典とかがあればしようがないというふうに選ばれる方もいらっしゃる、申し込みをされる方もいらっしゃると思うのですけれども、何もなければきちりと内装をして問題ない状況になっているとするならば、通常の一般の住宅という形での数の中に入れてもいいのではないかな。非常に不思議ですよね。④番のくくりというのは非常に不思議で、借りる側としたら嫌ですよ。何をってこれを出されているのかなというのがあるのですけれども。

#### ○森住宅課長

通常、転居されてあいた住宅とは別に、病死があったり、自殺をされたりということであると、通常不動産の業界の中でもお知らせをして、そういったことがありましたということをお知らせするようになっています。この中でも、そういった情報がないと、委員が言われたように非常に嫌だと感じる方もおられますので、そういった中で敬遠する方もおられます。そうすると、逆にそういったものはあまり考えないという方にとっては、病死の発見が遅れた住宅等について、まだ平成30年2月から始まったばかりなので、どのぐらいの倍率の差があるかはわかりませんが、その倍率が少し下がってきたりということもあるのかなということでございます。基本的には病死の発見が遅れたということで、次に使われる方にそういった情報を提供するということが不動産業界では常識といたしますか、やっているとございますので、それと同じような形で情報提供しているということだと思います。

#### ○横山委員

確認なのですけれども、東京都住宅供給公社のホームページを確認させていただきまして、病死の発見が遅れた住宅等のパンフレットのところで、前回のところを見ますと、期間が過ぎてしまって見られなくなっています。今回は8月1日からということで、またこちら、詳しい内容はそのうち、同じ内容

を見られるようになるかと思うのですけれども、それはどういう状況かというところと、今回の募集からの改正点などというのが前回書いてあるのですけれども、今回は何か改正等があるかというところだけ確認させてください。

#### ○森住宅課長

まず、J K K、住宅供給公社のホームページでございますが、少しずつ公表がずれていって、もう見られなくなっている部分もございますが、先ほど言いました予定のとおり、スケジュールに沿ってそれぞれアップされているというふうに考えております。

それから今回平成30年2月から病死の発見が遅れた住宅等というのを載せるようになったということがあります、今回は大きな変更はございません。

#### ○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がありませんので、以上で本件を終了いたします。

---

(4) 二葉4-1-3密集住宅市街地整備促進事業用地の今後の活用について

#### ○たけうち委員長

次に、(4)二葉4-1-3密集住宅市街地整備促進事業用地の今後の活用についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○高梨木密整備推進課長

私からは、二葉4-1-3密集住宅市街地整備促進事業用地の今後の活用について報告をさせていただきます。

資料はA4判両面刷りのものをご覧ください。

1、概要ですが、まず場所については、現在二葉4-1-3開放広場として暫定開放している事業用地でございます。位置関係につきましては、概要の下、案内図と航空写真をご覧ください。住所は二葉4-1-3地内、区立二葉公園の南に位置する約742㎡の土地でございます。この用地を独立行政法人都市再生機構URが区との協定に基づいて取得する密集事業地区内の防災広場用地と土地交換を行い、交換後UR所有となった当該用地で、URがみずから管理運営する従前居住者用住宅を建設しようとするものでございます。

詳しくは、2、今後の活用で説明いたしますが、恐れ入ります、ここで裏面の4の経緯をご覧ください。この土地は、平成20年度から平成21年度にかけて、日本たばこ産業の社宅であった土地を北側の二葉公園拡張用地とともに取得し、広場として暫定開放しておりますが、この土地を密集市街地改善のためにどのように活用すべきかについて現在まで検討を行ってまいりました。その中で、この土地に隣接する未接道宅地の解消を見据え、お話をさせていただいた権利者の方々や、事業地区内の皆様から住み替え後も地元で生活したい旨の意向を受けたことも踏まえまして、従前居住者用住宅の建設を視野に土地利用の検討を進めてまいりました。

恐れ入ります、表面の2、今後の活用にお戻りください。現在区はURと協定を締結し、豊町、二葉、西大井地区における密集事業の施行に当たり、事業推進業務を委託しておりますが、その中でURは地区内の土地を機動的に取得し、防災広場等の適地について区との協議が整い次第、区が取得することができる木密エリア不燃化促進事業を実施しており、既にURが幾つか土地を取得してございます。

①ですが、URが取得する防災広場としての適地、複数箇所と二葉4-1-3の標記土地を交換いたし

ます。

②として、区は交換した事業地区内の複数用地を防災広場として整備します。これによりまして、二葉4-13では、すぐ近くに二葉公園がありまして、防災広場としては十分に効果を発揮できない土地でございましたが、この土地を密集事業地区内に複数分散し、効果的に防災広場を配置することで地区内の防災性向上を図ります。

裏面にお進みいただき、③でございますが、UR所有となった二葉4-13の用地には、URがみずから管理保有する従前居住者用住宅をURが建設いたします。従前居住者用住宅には区が保有する従前居住者用住宅と同じように密集事業地区内の事業協力者が入居可能です。これにより、密集事業の一層の促進を図ります。

3、従前居住者用住宅の戸数については、地区内の需要数を算定するとともに、ほか2カ所の既存従前居住者用住宅の空き室等も考慮し、25戸といたします。区は従前居住者用住宅を必要とする事業協力者の世帯数に合わせてURから住戸を借り上げて、従前居住者用住宅として運用いたします。区が借り上げない空き住戸につきましては、URが賃貸住宅として運用いたします。

最後に5、今後のスケジュールでございますが、従前居住者用住宅については、URが今年度より設計作業を行う予定としております。土地交換につきましては、既にURが取得している用地に加え、土地交換に必要な土地を引き続きURが取得し、平成31年度末までに必要面積数を取得する計画でございます。その後、平成32年度にかけて土地交換を実施し、その後交換した区有地については、防災広場整備を行う予定です。URは土地交換実施後に現地にて従前居住者用住宅の建築工事に着手し、平成33年度後半以降の入居開始を計画しています。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず、URを間に挟む理由というのがちょっといまいわからないのですけれども、何で区が直接買わないのか、ちょっとそこら辺を説明いただければというのが1点です。

それと、従前居住者用住宅というのは、URが建設管理ということですが、賃料ですけれども、これはどんな感じになるのかというのが2点目です。

25戸と説明がありましたが、これは建物全体の戸数が25戸ということなのか、そのうち必要に応じて借り上げるということなのですか、従前居住者用の住宅戸数というのは、いつどのような感じで決まるのかお伺いしたいと思います。

あとは、裏面の右上の図で、細かくて申しわけないのですけれども、オレンジの今後の事業展開範囲というところと、右側に今回の範囲の破線というのですかね、があって、水色の建物の位置が示されていますけれども、その間の空白のところ、縦長の空白のところは何になるのかお伺いします。

#### ○高梨木密整備推進課長

最初にURが間に入る理由ということなのですが、この土地をまず密集事業のために有効に使うために防災広場として密集地区内に分散させるために必要なまず土地がある。細かく分散したいという区の意向と、あと、その土地がほかの人の所有になって、また全然違う事業に使うのではなく、やはりUR所有となった後もURがみずから建設する従前居住者用住宅として、また区の事業に協力した建物が建てられるといったところで区にメリットがあるというふうに判断したことから、今回もともこの地区

で密集事業に関する協定を結び、事業を委託しているURと話を進めてきたということでございます。

2点目に、従前居住者用住宅の使用料についてなのですが、これはURから先行事例をもとにお話を聞いておりますが、建物の建設にかかる費用、土地の取得にかかる費用、それと維持管理にかかる費用等から住戸の平米当たりの使用料を算出し、使用料として区と区が借り上げる際の料金を算定するというところでございます。

これは社会資本整備総合交付金の事業認可を受けてURがここに従前居住者用住宅を建設いたします。国の補助金が入りますので、その分事業にかかる金額が、URの持ち出しが少なくなるという計算になりますので、一般の市場の家賃に比べれば、今幾らぐらいと断言はできませんけれども、一般より低くなるというところでございます。

戸数についてですが、これは区として25戸の従前居住者用住宅が必要だということでURに要請しました。建物全体で25戸ということです。URは要請された分の住宅を建設するというところでございます。

今後の事業展開範囲というところなのですが、確かに裏面、上の図ですと、今回対象とする土地は全部で742㎡ほどあるのですが、建物の建設に要する土地はそのうち550㎡ほどに現在計画ではなっております。残りの用地とまたその横に未接道宅地等がございます。既にいろいろと区に対する売却意向等を示していただいている土地もあるのですが、そういったところをまた順次取得していったら、また今後の密集事業、その他の行政需要に合わせた区の事業に資する用地として活用したいと、このように考えているところでございます。

#### ○安藤委員

家賃のところですけども、区としてこれまで2棟ほど従前居住者用住宅を建ててはいますが、そういった賃料とは変わるということなのではないでしょうか。例えば、区が借り上げても、区がやるということには変わらないと思いますので、何か補助金等などを入れて、従前区がつくった住宅の家賃と合わせることとかを考えているのかお伺いしたいと思います。

それと、意向確認ということなのですが、いろいろ出てはいますが、何をどのような形で確認したのか、確認した範囲なのではないかと、オレンジの丸のところに限るのか、地域や対象者の人数を伺いたい。何か、今売却を希望する人もいるというお話もありましたけれども、賛成も反対も合意に至らなかったみたいな、そういう話も地域から聞いたりするのですが、それは何の合意なのかというのはちょっとつかめていないので何とも言えないのですが、どういう意向確認だったのかというのをちょっと説明していただきたいというのが2点目。

それと、結局のところ、これというのは、未接道宅地の解消ということが大きな事業の目的になっているのでしょうか。URが買い上げて、交換して、区が防災広場として整備するのは、未接道宅地ということになるのでしょうか。この未接道宅地というのは、その範囲、表面のイメージ図だと何かあちこちにあって、それは既にもっているみたいな、買おうという意向が見えるのですが、では裏面に行くとか何かその未接道宅地というのは今回の二葉4-13の隣のところの範囲なのか、ちょっとわかりづらいのですよね。そこら辺の位置というのはどこになるのかというのを伺いしたいと思います。

#### ○高梨木密整備推進課長

最初に使用料についてですが、まず区がURから借り上げる際の使用料につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、区がまた事業協力者に対して貸す場合の使用料というのは、また区で算定する必要があるというふうを考えております。その際には、既存の2棟の従前居住者用住宅の当然使

用料についても考えていくべきかなというところでございます。

2点目に、意向確認についてなのですが、それは2種類行っておりまして、この二葉4-13の周辺、未接道宅地を中心とする周辺の家屋19戸に対して意向確認を行っております。現在のところなのですが、4棟から興味がある、あるなら入居したいというような返答をいただいているところでございます。また、豊町、二葉、西大井地区、密集事業地区内全体でもアンケート調査という形で、今後も住み続けたいかどうか、このまちに対して住み続けたいかどうかというところでアンケート調査を行っております。450件から回答がありまして、そのうち92%の方がずっと住みたい、当分は住み続けたいというところで回答をいただいているところでございます。

3点目に、未接道宅地についてなのですが、まず二葉4-13、その開放広場の周辺にも未接道宅地がございますので、ここは今回の未接道宅地解消については急がれるところかなというところがありますが、事業地区内に多数未接道宅地がございます。現在URによって用地を取得しているところも、未接道宅地が解消できるというような土地もございますので、この周りだけではなく、地区内のさまざまなところで未接道宅地の解消の可能性というものは出てきます。一方で、防災広場として果たして管理ができるような適地かどうかというところもしっかりURと話し合いながらURのほうに土地を取得してもらうというところで現在進めているところでございます。

#### ○安藤委員

はい、わかりました。広くということですがけれども、未接道宅地という問題は相談をいただくこともありますので、確かに悩ましい問題だと思います。それをどう解消するかということに関しては、いろいろな手法をとっていく必要があるなと思います。

ちょっとお伺いしたいのが、事業対象、「各密集事業の施行に伴う住宅困窮者に対し」ということで、今回の住宅が出されているわけですが、各密集事業というのは29号線など、特定整備路線事業というのは入るのかどうか、そこら辺をちょっと確認させてください。

#### ○高梨木密整備推進課長

私がお説明で用いています密集事業というのは、区が行っております密集住宅市街地整備促進事業のことでございます。具体的には共同化の建て替えであったりとか、防災広場の設置、あと地区防災道路拡幅整備を行っているものございまして、今年度は区で5地区事業を行っております。旗の台・中延地区、それと今回の二葉3・4丁目・西大井6丁目地区、豊町4・5・6丁目地区、東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区、それと今年度から事業開始いたしました西品川2・3丁目地区の計5地区でございます。

#### ○安藤委員

今のご答弁ですと29号線は都の事業ですがけれども、対象外ということなのか、すぐわきに29号線という線が引いているものですから、ちょっと事情があってこの近くに代替地を用意してほしいという人がもしいた場合、そういった申し出があった場合というのは、区としてはどういう対応をするのでしょうか。私としましては、29号線自体が廃止をするのが一番いいと思っていますけれども、中には家庭の事情とかでこれを機会にという人ももちろんいらっしゃるし、それは自然なことだと思います。そういう方が近くに住み続けたいという意向を持った場合というのは、実際あると思いますし、そういったときに、実際どんな対応をするのか。

#### ○高梨木密整備推進課長

木密整備推進課の所管している事業で取得している土地は防災広場であったりとか、目的を持って取

得した土地でございますので、今回の土地につきましては防災広場が目的ということで、形は変わりますけれども、また防災広場として周辺を取得するといったような状況でございますので、代替地としての利用はできないという形であります。

また、今後の事業展開に応じて出てきた土地、例えばURが取得した土地について東京都が要請した場合等につきましては、まだ現在その要請等がございませんので、出てきた段階で協議、考えていかなければいけない問題だと考えております。

#### ○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

### 3 行政視察について

#### ○たけうち委員長

次に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

それでは、お手元に机上配付しました調査項目・日程案をご覧ください。

前回の委員会でご確認をいただきました視察先および視察項目で先方との調整をさせていただきました。

残念ながら、大阪市と広島市は今般の災害の関係等もあり、視察の受け入れをいただけませんでしたので、代案を提示させていただいております。

行程といたしましては、初日、9月4日の午後に神戸市で震災経験の継承と減災の取り組みについて、座学および兵庫県の施設である人と防災未来センターの視察、2日目、5日の午後に浜松市で環境エネルギー政策について、そして最終日、6日の午前名古屋市にて堀川納屋橋界隈の水辺の利活用について、以上の内容でそれぞれ視察してまいりたいと思います。

宿泊については、4日は神戸市、5日は名古屋市を考えております。それではこの内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更等が出た場合は、正副一任とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○たけうち委員長

ありがとうございます。なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

この行政視察がより実りあるものとなるよう勉強会に際しまして、各委員それぞれ少し視察先についてお調べいただいて、どういう視点をもって調査していきたいか、どういうことを先方に聞いて確認したいかなど、積極的に意見を出していただき、委員会として問題意識などを明確化していきたいと思っております。出されましたご意見等につきましては、あらかじめ先方にもお伝えしておきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

### 4 その他

#### ○たけうち委員長

最後に予定表4、その他でございます。

その他で何かございますか。

#### ○稲田都市開発課長

それでは、私からJR東日本旅客鉄道株式会社によるスポル品川大井町のオープンについて、口頭でご報告させていただきます。

JR東日本は、広町社宅を取り壊しましてから、工事に着手しておりました複合スポーツ・エンターテイメント施設のスポル品川大井町を来月の8月11日土曜日にオープンするとのことでございます。また、施設の予約については、既に7月11日に開始しているというふう聞いております。

それから、JRからは、JRが敷地を貸しております劇団四季の「キャッツ」も同日に開演するというふう聞いております。さらに、JR東日本から開業に先立ちまして、品川区議会議員の皆様を内覧会にご招待させていただきたいとの申し出がございました。日時はオープン前日の8月10日金曜日、15時30分からでございます。現地集合となります。本日、区議会事務局のほうから議員の皆様へは案内状をお届けするとのことで、既にご覧いただいている方もおられるとは思いますが、詳細はそちらの記載をご覧いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件についてよろしいでしょうか。何かありますでしょうか。

では、ないようですので、その他で何かございますでしょうか。

#### ○工藤品川区清掃事務所長

それでは、私のほうから品川区清掃事務所荏原庁舎で発生いたしました小火につきまして、口頭にてご報告させていただきます。

発生日時は今月の7月4日水曜日、午後7時9分ごろでございます。概要につきましては、平塚一丁目品川区清掃事務所荏原庁舎の建物の外にある敷地内、洗い場付近に集められていたたばこの吸い殻から煙が上がり発火したものでございます。発火数分後に火は30cmほど燃え上がった時点で発見され、近所の方の通報、バケツでの消火により火は消しとめられ、その後駆けつけた消防により鎮火が確認されたということでございます。なお、近隣への被害、施設の被害はございませんでした。

出火原因でございます。状況から判断しますと、たばこの火の不始末であるということでございまして、区の責任は極めて重いと受けとめてございます。今回の事故は発見が早く、近隣の方のご協力により大事に至りませんでした。近隣、近所にお住まいの方をはじめ、区民の皆様方には多大なるご迷惑とご心配、そしてご不安をおかけしまして、深く反省するとともに、心からお詫びを申し上げるところでございます。

今後は、このようなことが二度とないように所内一丸となりまして再発防止を徹底してまいります所存でございます。大変申しわけございませんでした。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、ご確認等ございますでしょうか。

#### ○あくつ委員

たばこの吸い殻が燃え上がったということですが、再発防止ということなのですが、具体的にはどのようなことをお考えになっているのかお聞かせください。

#### ○工藤品川区清掃事務所長

再発防止ということでございます。吸い殻を一度水バケツに入れまして、ザルで水を切ったものをためているという形でやってございました。基本的には確実に水バケツにつけるといのが一つでございます。また、今回水切りしたたばこを建物外の洗い場付近の敷地外にためておいたということで、再発防止といたしましては、しっかりと水に浸した後、建物内の倉庫に確実に入れて、そのようなことが起こらないようにしてまいるといことでございます。いずれにいたしましても、施設を閉める担当のほうは、必ず火周りをチェックすると、そういった形で消火を確認しまして、管理するといことで再発防止をしっかりと図っていきたいといふうに思っております。

#### ○あくつ委員

私自身はたばこを吸わないのでよく分からないのですけれども、水につけて消火をしてからしまうといことなのですが、今までも水につけていたといことだったのですよね。といこと、建物の中にしまい込むといこと、確実にやるといことだと思のですけれども、そういうのが大体一般的な方法なのですか。例えば、品川区の本庁舎とか、そういうところでは、そういう形でやっているのか、ごめんなさい、ちょっと私はイメージがわからないものですから、その辺について、本当にそれで再発防止といことの確認ができるのかといところでもう一度伺います。

#### ○工藤品川区清掃事務所長

やはりたばこの処理でございます。水につけた後、少し軽量化するためにザルで切るような形になっています。それが完全に乾燥している部分が一部あったといところが一つでございます。そこと、もう一つは、やはりその中で、火元のところで職員がたばこを吸っていたとい事実がございますので、そういったことが二度とないよといこと、しっかりと対応したいといふうに思っております。

#### ○あくつ委員

その火元の部分では職員の方は二度と吸わないといことによかったのでしょうか。

#### ○工藤品川区清掃事務所長

はい。

#### ○あくつ委員

結構です。

#### ○たけうち委員長

ほかにございますか。

では、ほかになければ、以上で本件を終了します。

その他で何かございますでしょうか。

#### ○溝口公園課長

それでは、私からバンドウイルカの出産について、お手元のA4判の資料に基づきましてご報告させていただきます。

イルカの出産につきましては、ショー等の中止につきまして、7月3日の当委員会においてご報告させていただいたものでございますが、このたび無事に出産いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

お手元の資料にもございますように、予定した日よりも早い、7月19日の午前11時24分に無事イルカが出産をしたものでございます。しながわ水族館としては、17年ぶりのイルカの出産という形になります。また、誕生した子イルカは、母イルカに寄り添いながら元気にすくすくと今現在成長しているところでございます。

また、出産当日よりイルカ・アシカスタジアムおよびイルカの窓の閉鎖を行うとともに、イルカショーなどの一部イベントを中止しているところでございます。今後引き続き母イルカが安心して育児を行い、子イルカがすくすくと成長して区民の皆様が無事お披露目できるように運営事業者と連携しながら飼育環境の整備など、さまざまな取り組みを行っていきたいというふうに考えているものでございます。

**○たけうち委員長**

それでは、本件につきまして、何かご確認等ございますでしょうか。

**○安藤委員**

育休期間というのはどれぐらいを見通しているのでしょうか。やはりとてもかわいらしい写真が載っていますけれども、やはり赤ちゃんに直面したいという区民、皆さんたくさんいると思うのですけれども、いつぐらいからお披露目になるのか、そこら辺の見通しを教えてください。

**○溝口公園課長**

まず、子イルカのお披露目ですけれども、今現在小プールを全て閉鎖して見られないようになっているところでございます。これはやはり子イルカ、また母親のイルカがストレスに感じることによって成長に影響を来したり、また育児に支障を来したりするということがないようにやっているところでございます。そういったところで、徐々に人が入って、飼育員が入ってならしているところでございますが、おおむね1カ月ぐらいは閉鎖するような期間を設けて、その後人になれていく状況等を確認しながら開放していくような形になりますし、ショー等を通常どおり行えるようになるには、3カ月程度かかると言っておりますので、いずれにいたしましても母イルカ、子イルカ、そういったものが人になれて、無事パニック等を起こさないような形になるまでは休止というような形になりますので、一つの目安としては1カ月、3カ月、そういったところが一つの目安になってくるものというふうに考えているところでございます。

**○西本委員**

赤ちゃんのお名前とかはどのように決めるのでしょうか。

**○溝口公園課長**

今のところ、まだ最終的には決まっておりませんが、せっかく品川区で生まれた十何年ぶりのイルカでございます。このまま無事に成長するようであれば、ぜひ区民の方に公募を行って、名前の公募という形で名前を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○たけうち委員長**

ほかになれば、以上で本件を終了します。

その他、何かございますでしょうか。

**○古巻防災課長**

それでは、私から先日、7月28日に発生しました台風第12号における対応につきまして、ご説明、ご報告させていただきます。

お手元に机上配付で資料をお配りしておりますので、ご覧いただきながらご報告させていただきます。

まず、経過でございますが、台風の接近につきましては、7月27日金曜日の15時の時点の予報をもちまして、15時半から応急対策本部の会議を開きました。その際に、翌28日8時半から応急対策本部を開設するというので、一旦決定をしております。その後、7月27日の午後5時30分に品川区に対しまして、大雨波浪注意報が発表されておりますが、その際に台風の進路や速度が大分変わります。

して、影響が出始めるのが遅くなりそうということが判明しましたので、それに伴いまして、応急対策本部開設時刻については6時の時点で、土曜日の12時に変更しております。実際に応急対策本部ですが、12時に27名の体制で設置をいたしました。その後、風雨が強くなり始めまして、15時17分に品川区に対しまして洪水注意報、大雨警報（浸水害）の発表がございましたので、その際、それ以降、拡大監視ということで、現場の巡回等を行ってきましたけれども、特段大きな浸水被害が発生したりとかということではなく、18時8分に満潮の時刻を迎えましたが、河川水位についても基準水位を超えるようなことはない状況が続いておりました。その後、台風等も徐々に遠ざかっていくということで、20時18分に洪水注意報、大雨警報、浸水害が解除になりましたので、20時30分をもちまして、応急対策本部は解散という形で対応を終了しました。

応急対策本部従事職員ですけれども、当初の設置の際は27名の参集でしたが、交代等を含めまして、延べ38名で従事をいたしましたところでございます。

被害の状況ですけれども、①、②がございまして、人的被害、浸水被害については、ともにございませんでした。その他といたしまして、倒木が豊町二丁目の路上で1件、これは警察によって除去がされたというふうに報告を受けております。また、その他として、八潮橋のエレベーターが一時停止をしたということがございました。

台風12号におけます対応につきましては、ご報告は以上になります。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご確認等はございますでしょうか。

#### ○安藤委員

まず、緊急対応ということで、大変お疲れさまでございました。倒木ということなのですが、結構台風とかだと危険性というのがあると思うのですが、その原因といいますか、かなり古いものだったのか、今後どういったことで注意していくとか、お考えなのかちょっとお伺いしたいというのが一つと、あとエレベーター停止については、原因といいますのは、どういうもので、今後も起き得るということなのか、そこら辺もちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○古巻防災課長

倒木についてですけれども、電話で区民から報告があったということで、現場を確認した時点で既に警察のほうで撤去が完了しておりましたので、どういった状況かを区のほうで十分に把握できていないのですが、そういった意味で言うと、どのような大きさだったのか、この件については十分な把握ができておりませんが、今後につきましては、やはり強風等で倒木、もしくは枝が折れたりとかということが発生することは十分考えられますので、巡回等を強化しまして、十分に危険のないような形で、区民の安全・安心が守られるような形で対応をしていきたいというふうに考えております。

あと、エレベーターに関しましては、こちらも状況としては風雨によってセンサー等にちょっと異常が出た、要は少し水がかかったりということでセンサー等に異常が出たというような状況がわかっておりますが、エレベーター全体に対して特に影響があったということではなく、センサー異常によってエレベーターが一時停止してしまったということで、現在復旧しておりますけれども、今後そういった意味では、原因等については今後少しはつきりさせていって、再発防止には努めていきたいというふうに考えております。

#### ○安藤委員

エレベーターのほうはそういったところでお願いしたいと思います。

倒木のほうもちょっとどういった、風が強かったというのはもちろんそうなのですが、どういったものが、どういった原因で倒れるに至ったのかというのは、ぜひつかんでいただきたいというふうに要望いたします。

**○たけうち委員長**

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○たけうち委員長**

ないようですので、以上で本件を終了します。

その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了します。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○午後4時26分閉会